

「安全・改革・貢献」—安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する—

トラック広報

情報
NOW

2020
4

令和2年4月15日発行(毎月1回15日発行)(通巻676号) No. 676

若手ドライバー

活躍する



大阪北運輸
株式会社
奥長晃樹さん

》CONTENTS

- 特集 活躍する若手ドライバー
- 記事 第218回 理事会を開催
- 記事 大阪府トラック協会青年部会が交通遺児のために支援金を寄贈
- 記事 河北支部青年部会連合会が被災者支援事業支援金を寄付
- 記事 第六支部が小学校の新入生に交通安全啓発下敷きを贈呈
- トラ坊のご存知ですか? トラック運送事業における退職自衛官の再就職について
- その他

》今月のお知らせ

- ◎ 令和2年度 自家用燃料供給施設整備支援事業
- ◎ 令和2年度 中小企業大学校講座受講促進制度の実施について
- ◎ 自動車税の納期限は6月1日(月)です
- ◎ その他

》今月の挟み込み

- ◇ 安全実践目標
- ◇ 「運行管理者・基礎講習」 受講料の一部助成について(ご案内)
- ◇ 「適性(一般)診断」 受診料助成について(ご案内)
- ◇ 自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」発行手数料の助成について(ご案内)
- ◇ 初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について
- ◇ 準中型免許取得助成制度について(ご案内)
- ◇ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について(ご案内)【再掲載】
- ◇ 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内【再掲載】
- ◇ 「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内～衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会～【再掲載】

(同封)各種案内 5種



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION



トラック広報

令和2年4月号 通巻676号

一般社団法人
大阪府トラック協会

4 APR. 月号

お知らせ

挟み込みの「安全運転実践目標」については、当協会ホームページのトップにバナーを作成しています。
毎月初めに最新のものを掲載しておりますので、ご活用ください。

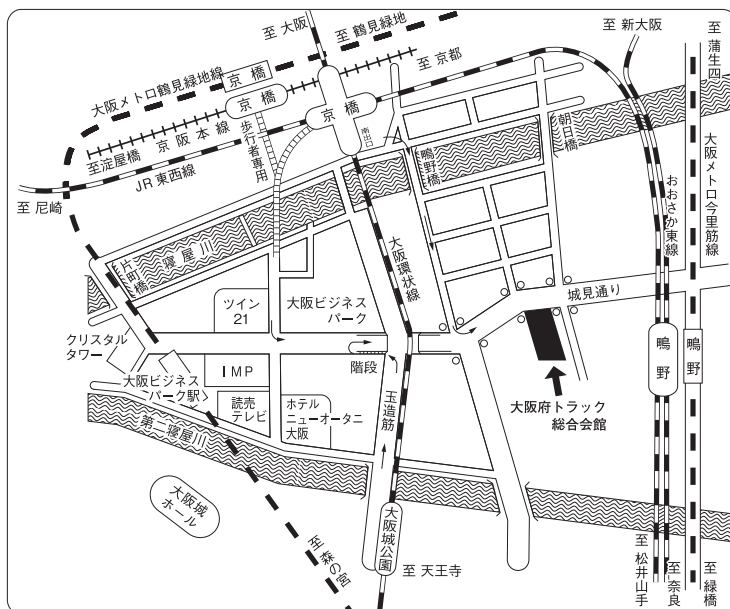
記事

- ◎ 特集 活躍する若手ドライバー 1
- 大阪府道路利用者会議総会を開催 5
- ◎ 大阪府トラック協会青年部会が交通遺児のために支援金を寄贈 6
- 広報誌「トラック広報」読者アンケートについて 6
- ◎ 第218回 理事会を開催 7
- グリーン・エコプロジェクトステップアップセミナーを開催 15
- ◎ 河北支部青年部会連合会が被災者支援事業支援金を寄付 16
- ◎ 第六支部が小学校の新生児に交通安全啓発下敷きを贈呈 16
- 会員の皆さまへ「第218回 理事会 挨拶」 18
- ◆ 令和2年度
貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）について
〔適正化事業のページ〕 20
- 近畿運輸局からのお知らせ
近畿運輸局長が替わりました 32
- 近畿運輸局からのお知らせ 近畿運輸局関係人事異動 32
- ◎ トラ坊のご存知ですか
トラック運送事業における退職自衛官の再就職について 41

お知らせ

- ・自動車税の納期限は6月1日（月）です 17
- ・令和2年度 トラック広報連載企画
「活躍する若手トラックドライバー」取材協力をお願い 22
- ・犯罪を見逃しているかも？ 廃棄物の野焼きや不法投棄は犯罪！ 23
- ・令和2年度 自家用燃料供給施設整備支援事業 24
- ・令和2年度 中小企業大学校講座受講促進制度の実施について 26
- ・令和2年度 運行管理者等基礎講習開催のご案内 28
- ・令和2年度 運行管理者等一般講習開催のご案内 30
- ・運輸業界 特化型「感染症対策」ポスター、リリース！ 34
- ◆ 近畿共済のページ 35
- ◆ 大貨健保のページ 36
- ◆ 大貨特退共のページ 37
- ◇ Let's Try Cooking 1. 2. 3 [さけの紙包み焼き] 38
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表（2月分） 39
- ◇ 軽油「元売別」購入価格表（2月度） 39
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月） 39
- ◇ NASVAだより 40
- ◇ お悔やみ申し上げます 40
- ◇ 4月の安全運転実践目標（挟み込み）
事業用貨物自動車の交通事故発生状況

大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線 「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ鶴見緑地線
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線
「鳴野」徒歩約15分

活躍する—— 第1回

若手ドライバー



おくなが こうき
奥長 晃樹 さん

大阪北運輸 株式会社
(北大阪支部)



現在、トラック運送業界は人材不足、特にトラックドライバーの高齢化と若手ドライバー不足が喫緊の課題となっています。その原因は、ドライバーの仕事にマイナスのイメージが強く、トラックドライバーの仕事のやりがいや、社会的役割等の職業としての魅力である面への理解が得られていないこともあり、若い方の採用については多くの会員事業者が頭を悩ませているところです。

そのような中で、令和2年度は若手ドライバーを取材して紹介する連載企画といたしました。連載記事のポイントは、ドライバーのインタビューとともに、会社側が若手ドライバーを採用することのメリットです。その他、採用活動や新人教育の内容も取材し、ホームページ等でも紹介したいと思っています。

今年度の連載企画が、会員各位の「人材確保対策」の一助となれば幸いです。

第1弾として、今回は大阪北運輸株式会社の奥長晃樹さん(23歳)に密着取材を行いました。

COMPANY PROFILE

大阪北運輸 株式会社(北大阪支部)

創 業：昭和38年4月1日

代表者名：原 俊二

従業員数：30名

ドライバー数：23名

車両台数：2t車以下5台、4t車3台、7t車3台、大型車12台、合計23台

運んでいる物：精密機械部品

輸送範囲：大阪府下や、西は熊本県、東は千葉県まで

特 色：安全・品質・コンプライアンスをモットーに、お客様を第一に考えています



Q:年齢はおいくつですか？

A:23歳です。

Q:ドライバー歴はどのくらいですか？

A:2018年の3月に入社したのでちょうど3年目に入ったところです。

Q:普段どのようなトラックを運転されていますか？

A:今は4トン車です。

Q:普段どのような物を運ばれていますか？

A:主に精密機械部品を運んでいます。

Q:主にどういう場所に配送されていますか？

A:もう1人、4トン車の運転をしているドライバーと交代で東大阪・枚方・茨木などの北部方面や、堺の方にも配送しています。

Q:免許はいつ取得されましたか？

A:普通免許は入社前から取得していて、最初は2トン車に乗っていましたが、その年の暮れに会社から4トン車にス

テップしてみないかとの勧めがあり、その際に会社に中型免許を取らせてもらいました。最終的には大型免許を目指したいと思っています。

Q:以前はどのようなお仕事をされてましたか？

A:スーパーマーケットでアルバイトをしていましたが、当時この会社で勤めていた友人に誘われたのがきっかけで入社しました。

Q:ドライバーになるうと思われたきっかけは?

A:父親が大型のトラックドライバーをしている姿を小さい頃から見ていて、カッコいいなと憧れがありました。

Q:トラックドライバーになってみてご家族の反応は?

A:よく事故のニュースも報道されるので両親とも「大変そうだ」とか「すごく心配」だと言われています。姉は「別にえんちゃう」って言っています(笑)

Q:初めてトラックを運転した時の感想は?

A:最初は怖いという気持ちしかなかったです。特に大阪市内の配送は車も人も多くて乗用車でも怖いのにな2トン車で行くのはすごく怖かったです。

Q:長さも高さも違う4トン車に初めて乗った時の印象は?

A:運転は2トン車で慣れているので、今度は怖いというよりはどちらかというと、大きなトラックを運転できてカッコいいという嬉しい気持ちでした(笑)

Q:毎日17時30分くらいに帰れるのですか?

A:そうですね。17時30分頃には終業して帰れるので家に帰ってゆっくりしたり友達と遊んだりしています。

Q:お休みは何曜日ですか?

A:土曜日と日曜日で月に1回だけ土曜日に会議があります。

Q:お昼ご飯はどちらでとられていますか?

A:基本はコンビニで購入して事務所食べています。

Q:普段お仕事で運転されていて景色が良い道路や思い出に残っている場所は?

A:最近だと、近畿ではないのですが愛媛県の新居浜の方に行く機会があって、早朝会社を出発して向かったのですが、明石海峡大橋を渡っている途中でちょうど日の出の時間が重なってとても綺麗だったのが印象的でした。

Q:普段運転されていて気を付けていることはありますか?

A:今の時期、コロナウイルスでどこの学校もお休みになっていたりするのでどの時間帯でも子どもさんが外におられることが多いので、飛び出しについてはいつも以上に注意しています。

奥長さんの

日常業務のとある1日

5:55 出社

6:00 車両点検



運行前点呼・
アルコールチェック



荷積み



7:00 出発 東大阪方面へ配送
(株)日伝様・新光産業(株)様
・池田産業(株)様



(株)日伝様で荷卸しチェック



9:00 茨木市方面へ配送
(中央精工(株)様)



10:00 枚方市方面へ輸送



13:00 帰社 昼食休憩

14:55 作業(倉庫での作業、荷積み)



15:00 大阪市内への配送
(株)フタバ商会様

17:10 帰社



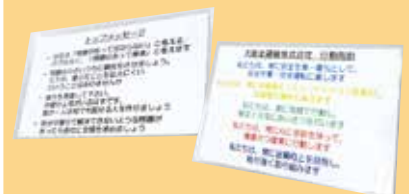
運行後点呼・アルコール
チェック



17:20 退社



社長からのメッセージと
毎年の行動目標が書かれた
カードを携帯



安全と品質と コンプライアンスの三本柱

●会社としての取り組みで重視されていることは

安全と品質とコンプライアンスの三本柱を大事にしていますが、新年度から生産性の向上(仕事の効率性)についても重視していきたいと考えています。

●ドライバー不足について

新卒の定期採用ではなく、欠員が出たらできるだけ若い方を中心に中途採用を行なっていますが、近年、採用が難しく、募集しても応募が少なかったり来てくれても定着が難しくすぐに辞めてしまうなど、採用活動にはかなり苦しんでいました。ただ、ここにきてようやく落ち着いてきました。

●福利厚生について

毎年新年会を開催しています。もちろん私も参加して、従業員とワイワイ楽しんでます。また、それと40歳以上の方はトラック協会関連団体の助成を利用しながら会社が負担し、人間ドックの

受診を推奨しています。他にもドライバー表彰、無事故無違反、永年勤続表彰、燃費キャンペーンなども実施していますが、より充実した福利厚生について今後も研究しながら見直しもしていきたいと思っています。

●事故防止の取組について

危険予知の講習をはじめ、外部講師を招いて毎年フォークリフト講習、車両点検講習、適性診断などを行なっています。

●奥長さんの仕事ぶりについて

言葉遣いも丁寧でハキハキしていて、人当たりもよく、いつもニコニコしているのが印象的です。仕事もミスや事故もほとんどなく、よく育ってくれているなどと思っています。ドライバーはある意味営業のような会社の顔でもあるので、そういう点でも貴重な戦力ですね。仕事を覚えるのが早いですが、気の緩みが出てくる時期なので、本人も自覚



原 俊二 代表取締役社長

して注意するようにはしていますが、事故には経験不足や技量不足によるものだけでなく、油断によるものも多いのでこれからも気をつけながら頑張ってもらいたいです。今の所問題なくやってくれていますし、将来が楽しみです。

●奥長さんへメッセージ

将来、運送面で中心となり、ゆくゆくは当社の中核を担うリーダーにもなってくれる人材だと思って期待しているので、これからも健康に留意してすくすくと成長して欲しいと思っています。若い人ほどチャンスはいくらでもあるのでこれからも初心を忘れずに頑張ってもらいたいです。

Q:トラックの運転に慣れるまでにどれくらいかかりましたか?

A:2週間ぐらいでわりと感覚が掴めました。

Q:4トン車の運転席からの景色はどんな感じですか?

A:高いって感じですね(笑)大型車にはまだ1度も乗ったことがないので大型車は違うと思うのでいつか乗れる日が来るのを楽しみにしています。

Q:仕事で行ってみたい地域はありますか?

A:広島に親戚がいるので大型車に乗れるようになったら自慢しに行きたいです(笑)

Q:仕事のやりがいや嬉しかったことは?

A:納品に行ったときに色々な方とお話する中で、ニコリと笑顔で「ありがとう」って言われた時は嬉しいですね。

Q:上司の言葉で印象に残っている言葉はありますか?

A:褒められることより怒られることが多いですが、油断大敵ということは常に厳しく指導いただいているので初心を忘れないようにしていきたいと思っています。

Q:仕事で苦労されていることは?

A:入社した当初は朝が弱くて全く起きられなくてしんどかったですけど、今はそこまで大きな苦労はないですが、荷物

が多い時に積み方を考えたり、雨の日の運転は視界が悪かったり運んでいるものが精密機器なので荷卸しの際に雨の日に濡れないように気を遣うところは大変です。

Q:入社時と比べての現在の心境の変化は?

A:入社した時は同期もいなくて、分からない事も多いので日々不安や戸惑いとともにどこに行けるんだろうとワクワク感がありましたが、今も基本はあまり変わってなくて、毎日同じコースを回っていても日々変化もあるので、毎日楽しみながら仕事をしています。

Q:ドライバーは運転中一人で過ごす時間が多いたくですか?

A:元々一人が好きなのもあり、苦に感じることはないです。

Q:会社の良い所は?

A:外から見るとトラック運送業界って怖いってイメージがあると思いますが、この会社はアカンところはアカンって指摘してくれつつもみんな優しく暖かくてアットホームですね。

Q:福利厚生についてどうですか?

A:毎年新年会があり、僕も参加しています。

Q:会社への不満や改善してほしいことはありますか?(施設や業務など何でも)

A:特に改善して欲しいことはないですね。トイレも新しくなりました(笑)

Q:上司(先輩)へ一言どうぞ

A:早く大型ドライバーに挑戦したいです(笑)

Q:普段同僚の方と食事に行ったり遊びに行ったりはしますか?

A:たまに食事に行くこともありますし、来月は大型トラックの先輩とキャンプに行きます。

Q:今後の目標は?

A:大型の免許をとらせてもらって長距離ドライバーを目指したいです!



ちょっと

プライベートについて教えてください

●家族構成について？

両親と姉の4人家族です。姉はもう結婚しています。

●奥長さん自身のご結婚は？

彼女がいたんですけど、今はいないので募集中です(笑)

●趣味は？

車とバイクです。車はクラウン、バイクは400CCに乗っていますが今年中に大型二輪の免許を取りたいと思っています。

●休日の過ごし方は？

仕事の日には朝4時半には起きていますので休みの日は昼前まで寝ています。起きてからは何か用事がなくても昼過ぎに家を出て買い物やその日行きたい場所に行っています。ドライブがてら海を見に行ったりするのも好きです。

●学生時代の部活動は？

中学校を卒業して専門学校に進学しましたが、帰宅部でパソコンばかりいじっていました(笑)

●スポーツは好きですか？

たまにフットサルをやっています。この前もやって筋肉痛がすごかったです(笑)

●今一番ほしいものは？

大型バイクです。目標は今年中に買いたいです。



●好きな女優は？

黒木瞳さんです。

だいぶ年上ですね。この記事を見て黒木さんから問い合わせがあったら奥長さんに連絡しますね(笑)

将来ドライバーを目指される方へのメッセージ

トラック運送業界はしんどいとか思われがちですけれども、最近はそんなこともなくみんな楽しくワイワイやっているそんな業界だと思います。頑張った分だけ認められる、そんな業界です。みなさんよかったらこの業界に足を踏み入れてください!

上司からのひと言



常務取締役
裏木 聖治 さん

まだまだ若いので色々なことを経験して、目の前にある仕事を100%きっちりこなして頑張っていれば、その態度をしっかりと見ているので、これからもその努力を続けてもらいたいです。大型に乗ってそれで終わりではなく、大型を経験してもらい、その次は管理者を目標にして長年頑張してほしいと思っています。私自身も若い頃そうでしたが、先のことよりも、大きいトラックに乗って給料を稼ぎたいと目先のことばかり考えがちですが、亡くなられた弊社創業者が「目先だけ見るのではなく、自分の10年後、20年後、30年後の将来を見据えて、この大阪北運輸で骨を埋めるぐらいの気持ちで、目の前の仕事をこなしていくように」と教えてもらいました。やっぱり同じように若い子にはそういう先を見据えて頑張ってもらって、将来管理者や役員になっていけるような体制にしていきたいと思っています。



大阪営業所運行管理部
課長 磯川 宏司 さん

物流やトラックの運転経験が全く初めての真っ白な状態で入社したので、最初私も2トン車に同乗して指導しました。大阪市内の道も全く知らず、なかなか道が覚えられない状況だったので、仕事が終わってからもう1回バイクで同じ道を回って道を覚えようとするような努力家ですね。分からないことがあったらすぐに質問してくるなど、早く仕事を覚えて一人前になろうという気持ちが人一倍あったように思います。事故もなく頑張っていますが、仕事に慣れてきた頃の油断が大きな事故につながります。今が一番大事な時期なので初心を忘れずに今後もステップアップを目指して頑張してほしいと思っています。

【編集室から】

奥長さんは、23歳とは思えないほどとてもしっかりされていて、トラックやフォークリフトの運転の技術もスムーズで、また、笑顔が印象的でアットホームな社風の大阪北運輸(株)さんの顔としての人柄が表れていました。上司の方からのお話でも常に努力を惜しまない方ということでしたが、大型ドライバーを目指しておられるなど常に向上心がある方でぜひこれからのご活躍にも期待しています。大阪北運輸(株)の皆様、お忙しいところ取材にご協力いただきありがとうございます。

大阪府道路利用者会議総会を開催



大阪府道路利用者会議は3月18日「設立準備委員会」ならびに「総会」を、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて開催した。

この大阪府道路利用者会議は、全国道路利用者の総意に基づき、道路整備を積極的に促進し、道路交通の進捗発展に寄与することを目的に設立された全国組織である「全国道路利用者会議」の地方会議として昭和24年に設立され、60年間活動してきました。その後、大阪府の退会と同時に平成21年に解散となり、それ以来10年間道路整備の促進活動は行われていない状況でした。道路は、円滑な自動車交通の確保や物流の効率化のためにも不可欠なものであり、利用者からも強い期待が寄せられていることから、大阪府トラック協会と大阪府間で役割分担や方針を調整・検討した結果、再始動するに至った。

はじめに、開催された設立準備委員会では大阪府トラック協会 辻 卓史会長からの挨拶のあと、事務局から大阪府道路利用者会議規約(案)、役員(案)や顧問(案)、幹事(案)が一括上程され、いずれも承認・委嘱された。(役員、顧問、幹事は別表のとおり)

引き続き開催された総会では、前段の設立準備委員会において選出された大阪府道路利用者会議 辻 卓史会長と、同じく坂本栄二副会長の両氏から

の挨拶のあと、令和元年度及び令和2年度の事業計画(案)と予算(案)が事務局から提示され、いずれも承認された。

また、来賓の紹介があり、来賓を代表して近畿地方整備局 植田雅俊道路部長と全国道路利用者会議 坂本克已副会長の2氏よりそれぞれ挨拶が行われた。

【別表】大阪府道路利用者会議

	役職	氏名	団体名・団体役職名
顧問	顧問	坂本克已	(一社)大阪府トラック協会 名誉会長
			(一社)大阪タクシー協会 最高顧問
役員	会長	辻 卓史	(一社)大阪府トラック協会 会長
	副会長	坂本栄二	(一社)大阪タクシー協会 会長
	監事	鈴木一明	(一社)大阪バス協会 会長
	監事	信田圭造	(一社)大阪府自家用自動車連合協会 会長
	理事	久保尚平	大阪自動車販売店連盟 会長
	理事	山本 昇	(一社)大阪府自動車整備振興会 会長
	理事	山口和樹	大阪軽自動車協会 会長
	理事	濱本民夫	(一社)全大阪個人タクシー協会 会長
幹事	幹事長	滝口敬介	(一社)大阪府トラック協会 専務理事
	幹事	井田信雄	(一社)大阪タクシー協会 専務理事
	幹事	古角利裕	(一社)大阪バス協会 専務理事
	幹事	藤田裕隆	(一社)大阪府自家用自動車連合協会 専務理事
	幹事	柳田重利	大阪自動車販売店連盟 専務理事
	幹事	勝田年和	(一社)大阪府自動車整備振興会 専務理事
	幹事	山野正昭	大阪軽自動車協会 専務理事
	幹事	鍋谷竜一	(一社)全大阪個人タクシー協会 事務局長



大阪府道路利用者会議
辻 卓史 会長



全国道路利用者会議
坂本克已 副会長



近畿地方整備局
植田雅俊 道路部長

大阪府トラック協会青年部会が 交通遺児のために支援金を寄贈

大阪府トラック協会青年部会はこの度、社会福祉法人読売光と愛の事業団に対し、支援金（155,213円）を寄贈した。

同部会では、大阪府トラック協会が開催する「トラックの日」行事に実働部隊として協力しており、募金の内訳は昨年10月27日に府営浜寺公園で開催された「トラックフェスタ2019・交通フェア」において交通遺児等への支援のために会場で募った募金やフリーマーケット等の収益金の一部、また協賛企業からの協賛金の残高となっている。

贈呈式は3月5日に読売新聞大阪本社内で行われ、当協会青年部会 橋本充雄部会長から社会福祉法人読売光と愛の事業団 鳥居昌憲事務局長に「交通遺児支援のためにお役立ていただきたい」と目録が手渡された。

なお、この贈呈式については、3月6日の読売新聞 大阪版朝刊で記事掲載された。



支援金を寄贈する
青年部会 橋本充雄部会長

広報誌「トラック広報」読者アンケートについて

3月号にて『広報誌「トラック広報」読者アンケート』を実施したところ、たくさんのご協力をいただき、ありがとうございました。

トラック広報で取り上げてほしいテーマをお伺いした中で、以下のようなご意見等を頂戴いたしましたので、ご紹介します。

- 退職自衛官の再就職（本号の41ページで紹介しています。）
- 運転・倉庫作業等のKYT
- 各社の安全教育への取組み
- 各社の料金改定への取組み
- 質の悪い運転手の行動への注意喚起
- ダブル確認推進運動
- 国交省等の物流業界に対する動き
- 働き方改革関連法対処方法等
- 安全運転実践目標の掲載タイミングが遅いので、ホームページでの早期掲載をお願いしたい（ホームページのトップにバナーを作成し、毎月初めに最新のものを掲載しています。）
- セミナー等の詳細内容の掲載

以上、皆さまから頂戴いたしました貴重なご意見を、4月以降のトラック広報の中でご紹介させていただき、より良い誌面を作っていきたいと考えております。

今後ともよろしく願いいたします。

第218回 理事会を開催

令和2年度事業計画(案)・予算(案)などを審議



令和2年度の事業計画案・予算案などを審議する「第218回理事会」が3月10日、大阪府トラック総合会館・研修センターで開催された。

冒頭、滝口敬介専務理事から定足数について理事総数103名のうち56名の出席があり、本会議が有効に成立する旨の報告に続き、辻卓史会長が開会の挨拶を述べた後議長となり、次の議題について審議し、いずれも原案どおり承認・決定された。

<議題>

- (1) 会員の入・退会について(報告)
- (2) 令和2年度事業計画(案)について
- (3) 令和2年度会費の額および納入方法(案)について
- (4) 令和2年度各会計予算(案)について
- (5) 近代化基金特定資産の一部取崩し(案)について
- (6) 任期満了に伴う役員・委員の改選(案)について
- (7) 委員会規約等の一部改正(案)について
- (8) 就業規則等の一部改正(案)について
- (9) 信用保証事業における規約等の一部改正(案)について
- (10) その他

◇会員の入・退会報告

新規会員計20社の入会と退会20社について報告が行われた。

◇令和2年度事業計画(案)

<事業計画>

第1 事業計画策定基調

日本経済は、アベノミクスのもと戦後最長の7年に及ぶ景気回復が続いているとされているが、昨年半ば以降、自然災害の影響や下降線を辿る実体経済、そして消費税率引き上げによる需要の減退、暖冬による季節商品の販売不振、それに加え新型肺炎の流行拡大等により下方リスクが心配されている。

我々トラック運送業界は、荷動きが悪化しているとの見方が強まっていることから、運賃の値上げ交渉は厳しさを増し、一部には値下がり懸念する声も聞かれる等依然として厳しい状況にある。加えて、重要な交通事故防止対策、環境対策等とともに、「人材不足対策」、「長時間労働対策」が喫緊の課題となっており、併せて、「ホワイト物流」推進運動の促進と「運転者職場環境良好度認証制度」(ホワイト経営)普及についての取り組み



挨拶をする辻卓史会長

強化が求められている。

このような状況のなか、国民生活のライフラインである当業界は、社会との共生のもと、公共輸送機関としての使命と企業の社会的責任を認識し、関係法令の遵守に徹し、事業の公正な競争の確保と安定的発展を遂げるため、次に掲げる諸施策を積極的に推進するものとする。

《主要課題》

1. 交通・労災事故防止対策の推進

- (1) 関係法令遵守と交通安全・労災事故防止啓発活動の推進
- (2) トラック事業における総合安全プラン2020に基づく対策の推進
- (3) 飲酒運転の根絶、過積載運行・過労運転の防止対策の推進
- (4) ドライバー等安全運転研修の推進
- (5) 運転マナーの向上啓発
- (6) 陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進
- (7) 健康診断並びに睡眠時無呼吸症候群に関する検査事業の実施
- (8) 長時間労働の抑制に向けた環境整備の推進

2. 環境対策の推進

- (1) 環境対応車の普及促進
- (2) ポスト新長期規制適合車導入融資制度の利子補給事業
- (3) 国道43号等の迂回対策の推進
- (4) エコドライブ等省エネ・環境改善事業の推進

3. 事業の適正化対策の推進

- (1) 事業所巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底
- (2) 輸送秩序確立対策の推進
- (3) 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の推進
- (4) 運輸安全マネジメントの普及拡大
- (5) 運輸行政及び全国実施機関・近畿各実施機関との連携
- (6) 適正化事業指導員に係る研修の充実並びに更なる資質の向上

4. 社会的責任の遂行

- (1) 緊急救援物資輸送体制の確立及び迅速な対応
- (2) 輸送サービスセンターの適正な運営
- (3) 関係機関等との連携による消費者保護対策の推進

5. 事業の振興と経営基盤の強化

- (1) 人材確保対策の積極的な推進
- (2) 事業後継者等の育成
- (3) 情報化への的確な対応と物流効率化対策の

推進

- (4) 公正取引並びに中小企業経営基盤強化対策の推進
- (5) 信用保証事業の推進
- (6) 近代化基金融資の推進
- (7) 引越事業者優良認定制度の普及推進

6. 広報対策

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行及びホームページ等による情報提供の推進
- (2) トラック事業への理解促進並びに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報の実施

7. 全ト協等との連携による事業の推進

- (1) 改正貨物自動車運送事業法の施行等に係る対応
- (2) 標準貨物自動車運送約款の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進
- (3) 長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (4) 高校新卒者等の採用促進のためのインターシップを含む総合的な対策の策定及び実施
- (5) 女性、高齢者及び若年層の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進
- (6) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引50%枠の堅持及び更なる割引の拡充並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現
- (7) 健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進
- (8) 燃料対策等の促進
- (9) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (10) 軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減
- (11) 駐車規制問題への対処
- (12) 新技術を活用した物流の効率化等の推進
- (13) 高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの確保・拡充
- (14) 大阪トラックステーションの管理運営対処

第2 適正化事業実行運営委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関として、輸送の安全確保ならびに輸送秩序の確立など貨物自動車運送事業法第39条に定められた諸事業につき、別途定める事業計画に基づき、実効を期して積極的な取り組み対処を行なう。

第3 信用保証実行運営委員会

信用保証事業の健全運営を図りながら利用促進

に努めるとともに本制度内容のさらなる充実をはかるため、別途定める事業計画に基づく諸事業を推進する。

第4 常任委員会並びに特別委員会

1. 総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 協会組織・運営方策の改善対処
- (3) 協会事業の総合的な企画および調整
- (4) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (5) 施設の運営管理対処
- (6) 人権問題に対する啓発対処

2. 交付金事業委員会

- (1) 交付金事業計画および資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (2) 近代化基金の融資対処（一般融資・ポスト新長期導入融資）
- (3) コンピュータの活用対処
- (4) 中央事業への出捐対処

3. 労務委員会

- (1) 健康相談事業並びに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進
 - ① 定期健康診断の受診促進
 - ② S A S（睡眠時無呼吸症候群）対策の推進
 - ③ メンタルヘルス対策の推進
- (2) 労働対策事業の実施
 - ① 労働災害防止対策の推進
 - ② 改善基準等労務管理の周知徹底
 - ③ 長時間労働の抑制ならびに、働き方改革の実現に向けた対策の推進
 - ④ 過労死等防止対策の推進

4. 交通対策委員会

- (1) 交通及び労働災害事故防止対策の徹底
- (2) 交通安全運動等における事故防止対策の啓発活動の実施
- (3) 交通安全対策支援機器の導入助成
- (4) トラックドライバー・コンテストの実施
- (5) 過積載防止対策の推進
- (6) 台風、大雨、地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

5. 環境対策委員会

- (1) 環境・省エネ対策の推進
 - ① エコ・ドライブの推進に向けた支援機器等の導入助成
 - ② グリーン・エコプロジェクトの推進
 - ③ グリーン経営認証取得の促進
- (2) N G V 等環境対応車の普及促進

- ① N G V（C N G）車、ハイブリッド車等の導入助成

(3) 各種環境保全啓発活動の推進

- ① 中環をきれいにする日への参画等

6. 中小企業・物流対策委員会

(1) 中小企業経営基盤強化対策の推進

- ① 原価管理に基づく適正運賃収受と適正取引の推進
 - ・原価意識の向上対策と燃料サーチャージ制の導入促進
 - ・運送取引における書面化の推進
 - ・経営分析報告書の作成及び配布
 - ・経営診断事業等の実施
 - ・脳検診モデル事業の実施

② 人材育成事業の推進

- ・中小企業大学校の受講促進
- ・事業後継者育成事業の推進

(2) 都市内物流の効率化対策

- ① 駐車対策の推進
- ② Web Kit の普及促進

(3) 情報化の推進

- ① 中小企業の情報化推進

(4) 引越関係講習会の開催

- ① 講習会の開催

7. 広報委員会

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行等による情報提供の実施
- (2) トラック運送事業への理解促進ならびに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報活動の実施
- (3) 人材確保を目的としたP Rならびにセミナー等の実施

8. 特別委員会

(1) 組織・財政等特別委員会

協会本部・支部組織及び財政等の諸問題について、検討対処を行なう。

第5 部 会

現在設置している12部会（①重量部会 ②鉄鋼部会 ③百貨店部会 ④路線部会 ⑤タンクトラック部会 ⑥海上コンテナ部会 ⑦セメント部会 ⑧建設部会 ⑨取扱部会 ⑩引越部会 ⑪ダンプカー部会 ⑫青年部会）においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

- (1) 輸送秩序確立対策
- (2) 事故防止、環境対策
- (3) 荷主懇談会の開催

- (4) 部会活動の活性化と法令遵守
- (5) その他各部会における諸課題への対応

第6 事務局

1. 職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。
2. 事務の合理化、効率化および諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。
3. 事務所内のごみ減量化のため、3R（Reduce = 発生抑制・Reuse = 再使用・Recycle = 再生利用）の推進に努める。

第7 会議予定

1. 定時総会・・・6月に1回開催する。
2. 常任理事会及び理事会
3. 委員会および部会
4. その他会議・・・必要に応じ随時開催する。

<運輸事業振興助成交付金事業計画(案)>

政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業

▽自動車事故対策機構等の活用▽ドライバーコンテストの開催等▽交通安全運動等の実施▽健康相談事業▽過積載防止活動の実施

政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業

▽中小企業経営基盤強化対策▽都市内物流の効率化対策▽情報化の推進▽引越関係講習会の開催

政令第3号. 環境の保全に関する事業

▽自動車交通公害等環境問題対策▽環境に配慮した経営促進への助成

政令第4号. 適正化に関する事業

▽安全運行パトロール事業▽輸送サービスセンター事業▽啓発広報対策事業▽輸送秩序確立対策事業

政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

▽緊急輸送訓練活動▽緊急輸送体制の整備

政令第8号. 中央出捐金支出

▽中央事業出捐

政令第1～7号. 共通事業

▽広報事業▽管理事業

<大阪府貨物自動車運送適正化事業 事業計画(案)>

1. 事業所の適正化

適正化事業指導員による事業所の効果的な巡回指導を実施し、貨物自動車運送事業に係る関係法令の遵守等により事業の健全化を図るとともに、前年度巡回事業者に大阪運輸支局と共催による集

団指導及びフォローアップ事業を実施し、改善に努める。

- ・巡回計画予定数 1,700社
- ・集団指導予定数 300社

2. 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

3. 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンターにおいて貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、適性で円滑な輸送サービスの向上に努める。

4. 全国実施機関・近畿各実施機関との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上及び輸送秩序の確立、全国実施機関が実施する研修等への参加により適正化事業指導員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関と連携を図り、指導業務の充実に努める。

また、指導管理業務の情報処理システムの適切な活用を図り、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の普及・促進に努める。

5. 荷主・荷主団体への運賃秩序確立に向けた取り組み

荷主等に運輸業界における現状の理解を得るため、物流セミナーを開催し、協力体制の確立に努める。

6. 実施機関の中立性確保

学識経験者はじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導體制の強化を図り、組織の運営において中立性および透明性の確保に努める。

7. 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

<信用保証事業計画(案)>

1. 信用保証事業の充実

保証事業の健全運営を図りながら利用促進に努めるとともに本制度内容のさらなる充実に努めるための研究・検討を行なう。

2. コンピュータの活用

債務保証業務の事務処理を円滑かつ適正に行ない、効率的な運用をはかるとともに、利用者に対し保証利用状況等の問合せ業務を行なう。

3. 債務保証額

本年度の車両および荷役機械の融資に係る債務保証額を6億円見込む。

月間5,000万円×12ヵ月=6億円

4. 委員会の開催

▽信用保証審査委員会を原則として毎月2回開催する。▽信用保証実行運営委員会、および同小委員会を必要に応じて随時開催する。

◇令和2年度会費の額及び納入方法等(案)

1. 会費の額並びに納入方法は、次のとおり。

＜会費の額＞

①貨物自動車運送事業者

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽車両割（1台1ヶ月当り）

【普通車（4トン以上、けん引車を含む）および小型車（積載量4トン未満）】

▽30台まで＝普通車420円・小型車210円

▽31～200台＝普通車410円・小型車200円

▽201～500台＝普通車400円・小型車190円

▽501台以上＝普通車390円・小型車180円

【被けん引車】

▽30台まで（ポールトレーラ以外140円・ポールトレーラ110円）▽31～200台（ポールトレーラ以外130円・ポールトレーラ100円）

▽201～500台（ポールトレーラ以外120円・ポールトレーラ90円）▽501台以上（ポールトレーラ以外110円・ポールトレーラ80円）

②貨物運送取扱事業者（専業者に限る）

▽平等割（1会員1ヶ月当り）4,500円

▽取扱専業者割（1会員1ヶ月当り）7,500円

＜納入方法＞

協会発行の請求書により、四半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法は、次のとおり。

＜入会金の額＞

新規加入者1者につき50,000円

＜納入方法＞

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行う特別措置は、別紙「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あてFAXで連絡を頂いた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

①4月～6月中に会費車両台数の変更があり、7月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した2期分（7月分～9月分）請求書を発行するものとする。

②10月～12月中に会費車両台数の変更があり、1月10日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した4期分（1月分～3月分）請求書を発行するものとする。

注1. 1期分（4月分～6月分）請求書は、従来通り、3月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注2. 3期分（10月分～12月分）請求書は、従来通り、9月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

◇令和2年度各会計予算(案)

○他1 会員関連事業（会員厚生事業）及び法人会計収支予算書（案）

＜Ⅰ 事業活動収支の部＞

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入＝11千円 ②会費収入＝487,700千円 ③入金収入＝0円 ④受講料収入＝2,000千円 ⑤受託料収入＝34,640千円 ⑥雑収入＝130千円 ⑦出向者受入収入＝44,600千円 ⑧退職給付引当金戻入収入1,700千円 ▼事業活動収入計＝570,781千円

2. 事業活動支出

①事業費支出＝430,090千円 ②管理費支出＝101,810千円 ▼事業活動支出計＝531,900千円
▽事業活動収支差額＝38,881千円

＜Ⅱ 投資活動収支の部＞

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入＝0円 ▼投資活動収入計＝0円

2. 投資等活動支出

①特定資産取得支出＝22,500千円 ②固定資産取得支出＝6,500千円 ③他会計への繰出金支出＝70,000千円 ▼投資等活動支出計＝99,000千円
▽投資活動収支差額＝-99,000千円

＜Ⅲ 予備費支出＝199,881千円＞

▽当期収支差額＝-260,000千円
▽前期繰越収支差額＝260,000千円
▽次期繰越収支差額＝0円

○令和2年度実施事業等（輸送の振興・安全・環境保全事業）収支予算書(案)

＜Ⅰ 事業活動収支の部＞

1. 事業活動収入

①交付金収入＝617,192千円 ②（公社）全ト協助成金収入＝0円 ③特定資産運用収入＝6,000千円 ④雑収入＝10千円 ▼事業活動収入計＝623,202千円

2. 事業活動支出

①政令第1号 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出＝295,845千円 ②政令第2号 サービスの改善および向上に関する事業支出＝14,288千円

円 ③政令第3号 環境の保全に関する事業支出 = 101,000 千円 ④政令第4号 適正化に関する事業支出 = 170,550 千円 ⑤政令第6号 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業支出 = 21,304 千円 ⑥政令第8号 中央出捐金支出 = 141,954 千円 ⑦政令第1～7号 共通事業支出 = 121,500 千円 ⑧利子補給事業支出 = 82,000 千円 ▼事業活動支出計 = 948,441 千円 ▽事業活動収支差額 = -325,239 千円

◀ II 投資等活動収支の部 ▶

1. 投資等活動収入

①特定資産取崩収入 = 241,249 千円 ②他会計からの繰入額 = 70,000 千円 ▼投資等活動収入計 = 311,249 千円

2. 投資等活動支出

▼投資等活動支出計 = 0 円 ▽投資等活動収支差額 = 311,249 千円

◀ III 予備費 ▶

▽当期収支差額 = -15,000 千円 ▽前期繰越収支差額 = 15,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

○他1 会員関連事業（信用保証）収支予算書（案）

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1. 事業活動収入

①基本財産運用収入 = 900 千円 ②特定資産運用収入 = 70 千円 ③事業収入 = 5,862 千円 ④雑収入 = 10 千円 ▼事業活動収入計 = 6,842 千円

2. 事業活動支出

①事業費支出 = 19,357 千円 ▼事業活動支出計 = 19,357 千円 ▽事業活動収支差額 = -12,515 千円

◀ II 投資活動収支の部 ▶

1. 投資活動収入

①長期定期預金取崩収入 = 10,000 千円 ▼投資活動収入計 = 10,000 千円

2. 投資活動支出

①自己保有出捐金取得支出 = 10,000 千円 ▼投資活動支出計 = 10,000 千円 ▽投資活動収支差額 = 0 円

◀ III 予備費支出 = 17,485 千円 ▶

▽当期収支差額 = -30,000 千円 ▽前期繰越収支差額 = 30,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

○他2. 収益事業（総合会館運営事業）収支予算書（案）

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1 事業活動収入 = 102,861 千円 2 事業活動支出

= 93,220 千円 ▽事業活動収支差額 = 4,641 千円

◀ II 投資活動収支の部 ▶

1 投資等活動収入 = 0 円 2 投資等活動支出 = 18,350 千円 ▽投資等活動収支差額 = -18,350 千円

◀ III 予備費支出 = 11,291 千円 ▶

▽当期収支差額 = -25,000 千円 ▽前期繰越収支差額 = 25,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

○他2. 収益事業（地区SC）収支予算書（案）

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1 事業活動収入 = 12,730 千円 2 事業活動支出 = 11,608 千円 ▽事業活動収支差額 = 1,122 千円

◀ II 投資等活動収支の部 ▶

1 投資等活動収入 = 0 円 2 投資等活動支出 = 1,800 千円 ▽投資等活動収支差額 = -1,800 千円

◀ III 予備費支出 = 1,522 千円 ▶

▽当期収支差額 = -2,200 千円 ▽前期繰越収支差額 = 2,200 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

○収支予算書（他2. 収益事業（商品会計））（案）

◀ I 事業活動収支の部 ▶

1 事業活動収入 = 2,352 千円 2 事業活動支出 = 2,799 千円 ▽事業活動収支差額 = -447 千円

◀ II 予備費支出 ▶

▽当期収支差額 = -1,900 千円 ▽前期繰越収支差額 = 1,900 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

◇近代化基金特定資産の一部取り崩し（案）

▼取崩額 = 172,000,000 円

<取崩額内訳>

- ①令和元年度交付金事業負担 = -110,000 千円
- ②令和2年度利子補給充当額 = -62,000 千円

▼取崩し理由

①交付金事業費（実施事業等（輸送の振興・安全・環境保全事業））の本年度自社負担額に充当するため。

②基金運用収入の減少に伴い、一般融資・ポスト新長期融資等の近代化基金融資に係る令和2年度利子補給事業等に充当するため。

▼取崩期日 ①令和元年度期中 ②令和2年度期中

近代化基金特定資産

▼平成31年度期首基金額 = 6,122,782,172 円

<本年度取崩額>

- ①令和元年度利子補給充当額 = -60,000 千円（第68回交付金事業委員会、第92回総務委

員会、第 214 回理事会承認済)

②令和元年度交付金事業負担 = -110,000 千円

▼令和元年度期末基金額 = 5,952,782,172 円

◇任期満了に伴う役員改選(案)について

- ①役員(候補者)の選考方法
- ②各支部選出理事数・常任委員会委員数の配分
- ③役員・委員改選の手続き(役員選考委員会委員、支部選出理事及び常任委員会委員の推薦期限、日程)

◇委員会規約等の一部改正(案)について

令和元年 12 月 3 日付組織・財政等特別委員会の答申において、「2. 理事会、委員会のあり方について」の中で、「常任委員会は現在のトラック業界の課題に沿った委員会に再編すべき」との内容に基づいて、次のとおり見直しを行い新たに組みを組みを図っていくこととする。

1. 常任委員会の再編(委員会規約等の一部改正)

(現 行)	(改 正)
○総務委員会	○総務委員会
○交付金事業委員会	
○労務委員会	○労働安全委員会
○交通対策委員	○交通・環境対策委員会
○環境対策委員会	
○中小企業・物流対策委員会	○経営改善委員会
○広報委員会	○広報委員会

2. 事務局(事務局組織規程の一部改正)

- 総務委員会———総務部
- 労働安全委員会———交通・環境部
- 交通・環境対策委員会———交通・環境部
- 経営改善委員会———企業振興部
- 広報委員会———企画室

3. 委員会規約等の改正手続き

- ①令和 2 年 3 月 3 日 総務委員会
- ②令和 2 年 3 月 10 日 常任理事会、理事会
(委員会規約等の一部改正及び事務局組織規定の一部改正)
- ③令和 2 年 6 月 18 日 常任理事会、理事会
(委員会委員の委嘱)

◇就業規則等の一部改正等(案)

働き方改革推進に関連して、令和元年 5 月 29 日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法立案」が可決成立し、そ

の中で「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下、「労働施策総合推進法」という。)」において「パワーハラスメント」の定義が初めて法律上で示され、企業(事業主)に対しその防止措置を講ずることが義務化された。

その施行日については大企業は令和 2 年 6 月 1 日、中小企業については猶予期間が設けられ令和 4 年 4 月 1 日となっていることから、今般、就業規則の一部を改正するとともに、パワーハラスメントの防止規程を新たに制定する。

また、セクシャルハラスメントに関しても同様に規程の一部改正を行い、相談体制の明確化を図る。

◇信用保証事業における規約等の一部改正(案)

1. 目的

「民法の一部を改正する法律」が本年 4 月 1 日に施行されることに伴い、信用保証事業においても連帯保証人の規定を見直したい。

また、昭和 60 年 8 月 1 日の業務開始より既に 30 年以上が経過しており、規約の中には実態に合わない条項等も出てきているため、併せて見直しを行なうことで整合性を図りたい。

2. 改正する規約

- 業務方法書 改正内容は別添 1
- 業務方法書細則 改正内容は別添 2

3. 改正に係る手順

- ①正副会長会議の承認(2/6)
- ②総務委員会の承認(3/3)
- ③信用保証事業実行運営委員会の承認(3/10)
- ④理事会の承認(3/10)
- ⑤新業務方法書の発行(3/11)
- ⑥連帯保証人を代表者のみとする(3/25 締切り分)
- ⑦総会での承認(6/9)
- ⑧新業務方法書の発効(6/10)

第 307 回 常任理事会

<議題>

- (1) 会員の入会の承認および退会について
- (2) 第 218 回理事会への提出議案について
- (3) その他

◇会員の入・退会承認

新規会員計 20 社の入会と退会 20 社について報

告が行われ承認された。

第 95 回 適正化事業実行運営委員会

＜議題＞

- (1) 令和 2 年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画（案）について
- (2) 令和 2 年度 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算（案）について
- (3) その他

◇令和 2 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画（案）

※詳細は第 218 回理事会の記事をご参照下さい。

◇令和 2 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算（案）

＜収入の部＞

①受入収入 = 147,999 千円 ②適正化事業助成費
受入収入 = 22,551 千円 ▼合計 = 170,550 千円

＜支出の部＞

○政令第 4 号 適正化に関する事業 ①安全運行
パトロール費 = 136,000 千円 ②輸送サービスセ

ンター運営費 = 23,040 千円 ③啓発広報活動費 =
2,343 千円 ④輸送秩序確立運動費 = 9,167 千円
▼合計 = 170,550 千円

第 144 回 信用保証実行運営委員会

＜議題＞

- (1) 債務保証の承認（書面表決）の報告について
- (2) 令和 2 年度信用保証事業計画（案）ならびに
令和 2 年度信用保証事業特別会計収支予算書
（案）について
- (3) 信用保証事業における規約の一部改正について
- (4) その他

◇債務保証の承認（書面表決）報告

▼申込期間 = 平成 31 年 4 月 11 日～令和 2 年 2 月
25 日 件数 = 10 件 ▼金額合計 = 98,700 千円

◇令和 2 年度信用保証事業計画（案）

※詳細は第 218 回理事会の記事をご参照下さい。

◇令和 2 年度信用保証事業特別会計収支予算書（案）

※詳細は第 218 回理事会の記事をご参照下さい。

◇信用保証事業における規約の一部改正

※詳細は第 218 回理事会の記事をご参照下さい。

環境にやさしい運転を…

- 不要なアイドリングはやめよう。
- 空ぶかしはやめよう。
- 急発進・急加速はやめよう。



グリーン・エコプロジェクト ステップアップセミナーを開催

大阪府トラック協会は3月17日と18日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいてグリーン・エコプロジェクトステップアップセミナーを開催し、5事業者6名が参加した。

当協会では各企業のエコドライブ等の活動を継続的に実践する仕組みを提供し、燃料価格の上昇、安全対策、環境対策、コンプライアンスの確保などの課題へ能動的に取り組めるよう支援することを目的としたグリーン・エコプロジェクト事業を平成25年度より実施している。

このステップアップセミナーでは管理者育成と社内教育体制の構築支援を目的としている。



(一社) 大阪府トラック協会 助成事業 「グリーン・エコプロジェクト」概要

■プロジェクトの目的

管理者育成を目的とします
社内教育体制の構築を支援します

■参加事業者による取り組み

- ① 車両ごとに燃費記録用紙を記入
- ② 管理者は活動の基盤となるステップアップセミナー（2ヶ月に1回・全5回のセミナー）に参加
- ③ ステップアップセミナーを修了後、より活動を推進するための継続セミナーに進みます

※セミナーにて、社内教育用資料を提供します

■参加のメリット

- ・ドライバーのやる気を高めます
- ・ドライブレコーダー、デジタコの有効的な活用方法をお伝えします
- ・事故防止のための効果的な方法をお伝えします
- ・管理者に社内教育・指導法をお伝えします

※（公財）交通エコロジー・モビリティ財団主催の、「グリーン経営認証制度」の取得に向けた環境整備の一環としても効果的です

※ 大阪府助成対象事業のため、ステップアップセミナーに無料でご参加いただけます
継続セミナーは、事業者様に一部料金をご負担いただくこととなります

※ 府内の事業所、及び府内ナンバーの車両が対象となります

◆後援：近畿運輸局、大阪府、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、（公社）全日本トラック協会



活動ポスター

お問合せ先 ◆交通・環境部 Tel：06-6965-4033

◆グリーン・エコプロジェクト事務局（業務提携先：(株)アスア）
Tel：0120-415-510 担当：森、菅谷



セミナー風景



セミナー提供資料

河北支部青年部会連合会が 被災者支援事業支援金を寄付

河北支部青年部会連合会は、3月23日、被災者支援事業の資金として179,850円を社会福祉法人読売光と愛の事業団へ寄付した。

この寄付金は河北支部青年部会連合会が中心となり、チャリティーを目的としたボウリング大会やゴルフコンペで寄付金を集めたもので、同連合会 勝村孝行会長が読売光と愛の事業団 室田 勝支部長代理に「被災者のために有意義に使ってください」と目録が手渡された。



寄付金を贈呈する
河北支部青年部会連合会
勝村孝行会長

第六支部が小学校の新入生に 交通安全啓発下敷きを贈呈



下敷きを贈呈する
第六支部
古谷裕子副支部長

第六支部は、小学校新入生を対象に交通安全啓発の一環として下敷きを作成し配布している。

今年も春から入学される福島区9校と此花区8校の小学1年生へ約1,300枚作成し贈呈

された。配布に伴い3月23日に大阪市立吉野小学校で、第六支部 古谷裕子副支部長から同小学校 池田知之校長に交通安全啓発下敷きが手渡された。

大阪府からののお知らせ

自動車税（種別割）の納期限は **▲ 6月1日(月) ▲** です。
納期限までに納めましょう！

自動車税コールセンター **ふ ぜ い コール**

0570-020156

受付時間 【平日9:00～17:45 / オペレーターによる対応】
【上記以外の時間 / 自動音声案内による対応】
土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しています。



大阪府広報担当
副知事もずやん

納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。
※このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。
※お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号（下4桁）」をご確認ください。
※一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

○税制改正により自動車税が変わりました！

税制改正により、令和元年10月から「自動車税」は「自動車税（種別割）」に名称変更されました。また、「自動車取得税」は令和元年9月末をもって廃止され、令和元年10月より「自動車税（環境性能割）」が創設されました。

○抹消登録（廃車）の手続きを行うまで自動車税（種別割）は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税（種別割）の課税対象となります。自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録（廃車）の手続きをしてください。

○自動車税（種別割）は金融機関等で納付することができます！

自動車税（種別割）は、金融機関・大阪府内の郵便局・コンビニエンスストア等・府税事務所で納付することができます。また、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでの納付やスマートフォン決済アプリ「PayB」を利用した納付ができます。さらに、府が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）のATMやインターネットバンキングを利用するPay-easy（ペイジー）による納付もできます。詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

○自動車税（種別割）の徴収の取組みを強化しています！

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）が行われることとなります。

なお、納期限までに府税を完納されなかった場合は、その滞納額について、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

それでは最近の状況を交え、ご挨拶させていただきます。

本日の理事会は、昨年12月10日に開催された理事会以来のことですが、皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、平素よりトラック協会の運営に格別のご理解・ご支援をいただいていることに対しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、日本経済は昨年半ば以降、台風の影響や、10月以降の消費税引き上げによる消費の減退、更には暖冬による季節商品の販売不振により、実体経済は下降線を辿っていました。そこに1月中旬から始まり、今や国内・外に拡大しつつある新型肺炎が追い打ちをかける形となり、景気はつるべ落としの状態となっています。特に新型肺炎の影響は足もとにも及んでおり、外国人訪日客の急減、各種イベントの中止等々、急速に賑わいが失われつつあり、先行きへの危機感が広がっています。

この影響でトラック輸送業界を巡る環境は、一部には日用品の買い占めによる特需もあるようですが、全体としては荷動きが急激に悪くなっています。過去においても景気変動や様々な要因により、積載スペースやドライバーの需給が悪化したことがありました。現在も同様の状況となっており、運賃への悪影響が懸念されます。今後については、コロナウイルス問題がいつ収束するかにかかっています。ワクチンの開発や治療法が確立されれば、景気が再び元気を取り戻すことは間違いありませんが、今は「耐え忍ぶ時」かと思います。

率直に申し上げ、こういった現状は「運び方改革」を進める上で逆風です。「それどころではない」というのが実感だと思います。しかし、私たちはそういった中でも、わが国が抱える「少子高齢化と人口減少」による「労働力不足」という、構造的な問題から目を背けてはなりません。この点を私たちは現在の状況においてもしっかり認識しておく必要があります。

そしてぶれることなく中・長期的な観点から、ドライバー不足問題の解決・緩和のため、ドライバーの労働時間・賃金を少なくとも全産業の平均水準に改善し、男女を問わず若い人たちにとって魅力があり、働きがいのある職業に変え、参入を促進する必要があります。

そのためには、労働環境・労働条件の改善の原資として不可欠である、「適正運賃・料金」の収受を、何としても実現する必要があります。その手段として私どもは、3年前の11月に改正された「標準貨物自動車運送約款」に加え、2年前の12月に公布された「改正貨物自動車運送事業法」に規定された「標準的運賃」に期待しているところです。

なお、「標準的運賃」に関して、先月、2月26日、国土交通大臣は運輸審議会に対し諮問しました。4月には公聴会の開催も決まっています。

そして現状では4月末から遅くとも5月ゴールデンウィーク明けには告示される見通しです。「標準的運賃」はこれから実質4年間の期間限定ですが、既に業界紙に内容が公表されておりますので、当協会でも今後、早急に検討を進め、会員各位のご意見をお聞きしたいと考えております。

一方、国交省が主管となって、昨年4月、荷主を対象にスタートした、「ホワイト物流」推進運動も、今後、実質4年間の期間限定ですが、1月末現在812社の荷主企業が賛同を表明しています。

そして、国交省は「ホワイト物流」推進運動に並行して、トラック輸送事業者を対象に、「働き方改革」への取り組み状況を「見える化」し、ドライバー職への就職希望者や荷主等が、事業者を選定する際の参考となるよう、「運転者職場環境良好度認証制度」（愛称：「働きやすい職場認証制度」）の導入を進めています。これは今まで使用されていた、「ホワイト経営認証制度」を改称したものです。この制度にも業界を挙げて取り組んでいかなければなりません。

また、警察庁では3月、通常国会に道路交通法の一部改正を提出する予定とされています。それによると、トラックの大型・中型自動車免許と、バス、タクシーの第二種運転免許の受験資格を「19歳以上、普通自動車免許の保有歴1年以上」に引き下げる特例措置を創設するとされています。

懸案の「特殊車両の通行許可」についても、「車両を事前登録すれば、通行可能な経路を許可なしで通行できる」、新たな「特殊車両通行許可制度」も通常国会に提出されています。

以上のように、行政もトラック運送事業の厳しい状況を理解し、様々な施策を講じていただいております。しかしこれを実行するのはあくまで我々事業者自身です。「今はそれどころじゃない」かもしれませんが、いずれ事態は正常化するでしょうし、将来を考えると全事業者が“ONE TEAM”となって、相当な決意と覚悟を持って取り組まなければなりません。是非、会員事業者の理解と協力を得るよう、よろしくごお願い申し上げます。

なお、本日はこの後、令和2年度事業計画(案)、令和2年度各会計収支予算(案)、任期満了に伴う役員の改選(案)、委員会規約、就業規則等の一部改正(案)等々について提案し、ご審議いただくほか、いくつかの報告事項があります。

新型肺炎が拡大している異常事態の下での開催ですので、各議題とも簡潔に提案させていただき、時間をできるだけ縮小して終えたいと考えますのでご協力を宜しくごお願い致します。

以上

令和2年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)について

1.申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日：令和2年4月16日(木)

頒布方法：全日本トラック協会ホームページ

②紙媒体による頒布

頒布開始日：令和2年5月1日(金)(土・日・祝日は除く)

頒布場所：大阪府トラック協会 適正化事業部

2.申請受付期間

令和2年7月1日(水)～7月14日(火)(土・日曜日は除く)

受付期間：(午前)9:00～12:00 (午後)13:00～17:00

※受付期間終了間近は申請が集中しますので、早めの申請をお願いします。

3.申請書類の提出先

大阪府トラック総合会館研修センター6階・603号室

大阪市城東区鳴野西2-11-2 電話06-6965-4024

※郵送による申請は認められません。

4.申請料

①Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料

②複写式申請書による申請：申請書実費1,000円(税込)

5.評価対象

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所(営業所)を単位とします。

6.申請資格要件

①事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。

営業所が開設され、事業を開始してから3年を経過していること。

②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。

③a. 虚偽の申請、その他不正な手段等(以下、「不正申請等」という。)により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。

b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。

④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等(以下、「認定証等」という。)の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

7.評価結果の通知

令和2年12月中旬に、各申請事業所への郵送並びに全日本トラック協会のホームページにて通知します。

安全性評価事業（Gマーク）を新たに申請される事業所のみなさまへ

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための認定制度です。

ここでは、Gマーク認定に必要な評価項目の配点について説明します。評価項目の詳細内容につきましては「申請案内」等でご確認願います。

Gマークは以下の配点により評価されます。

評価項目			
①	安全性に対する 法令の遵守状況	配点40点 基準点32点	◇ 当実施機関の巡回指導結果 期間：令和元年7月1日～令和2年10月31日 ◇ 運輸安全マネジメント取組状況
②	事故や違反の状況	配点40点 基準点21点	◇ 重大事故・行政処分の状況
③	安全性に対する 取組の積極性	配点21点 基準点12点	◇ 安全対策会議の実施、運転者の教育などの取組の 自己申告事項

！ご注意ください！

さらに、以下の要件を満たすことにより認定されます。

認定要件

- (1) 上記①～③の評価点数の合計点が80点以上
- (2) 上記①～③の各評価項目において基準点数以上
- (3) 貨物自動車運送事業法の認可、届出、報告が適正であること
- (4) 社会保険等加入が適正であること（事業所に所属のすべての従業員・法で定められたアルバイト・パート）

！ご注意ください！

① 法令の遵守状況の「当実施機関の巡回指導結果」については、
令和元年7月1日～令和2年10月31日の期間での巡回指導の点数となります。
従いまして、昨年7月以降ですでに巡回指導が実施された営業所につきましては、その巡回時の
結果が評価点数となります。

なお、点数に関わらず「**再巡回は行いません**」のご注意願います。

昨年7月以降で巡回指導がまだ実施されていない営業所につきましては、
Gマーク申請を受け付けた後に巡回指導を実施します。

巡回指導、その他詳細につきましてはトラック協会 適正化事業部までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・・・大阪府トラック協会 適正化事業部（Gマーク担当）06-6965-4024

令和2年度トラック広報連載企画 「活躍する若手トラックドライバー」 取材協力をお願い

トラック広報では令和元年度、「我が社の取り組み」と題しまして、会員事業者の社長様等に各社の人材採用等の取り組みについてインタビューさせて頂き、連載企画として掲載してまいりました。

令和2年度のトラック広報（令和2年4月号～令和3年3月号）の連載企画では、現在若年世代を中心にトラックドライバー不足が深刻な課題となっている中、会員事業者様で活躍されている入社3～5年の若手ドライバー（35歳くらいまで）の方の特集記事を今月号から掲載しております。

つきましては取材にご協力いただける会員事業者様を募集させていただきますので、下記によりFAXにてご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（ご応募頂きました事業者様には事務局よりお電話させていただきます。）

※ 内容については、次のような内容としております。

【日常の業務やドライバーになったきっかけ、将来の夢、入社時と比べての現在の心境、休日の過ごし方等についてインタビュー・可能な範囲内の業務の同行取材・上司の方のインタビュー・将来ドライバーを目指される方へのメッセージ動画（ホームページに掲載）】

※ 掲載回数に限りがございますので、たくさんのご応募を頂いた際は当協会にて選定させて頂く場合がございます。（大ト協ではドライバー不足問題の解消に向けて今後もさまざまな取り組みを検討しておりますので、その他の機会でもご協力いただければ幸いです。）

記

（一社）大阪府トラック協会 企画室 宛

FAX：06-6965-4019

- ① 貴社名 _____
- ② 支部名 _____
- ③ 取材対象となるドライバーについて 入社して（ _____ 年目）・年齢（ _____ 歳）
- ④ ご担当者名 _____
- ⑤ 電話番号 _____

お問い合わせはこちらまで TEL：06-6965-4001

（一社）大阪府トラック協会 企画室

大阪府からのお知らせ

犯罪を見過ごしてるかも？ 廃棄物の野焼きや不法投棄は犯罪！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている野焼きや不法投棄に代表される廃棄物の不適正な処理は、依然として後を絶ちません。



また、不適正な処理の意識がなくても、廃棄物を安易に放置する等、適切な扱いをしない場合、更なる不法投棄等を招き、状況が悪化する恐れがあります。

不適正な処理と思われる現場を発見された場合は、情報をお寄せください。

早期発見・早期是正のために、皆様のご協力をお願いします。

こちらまで

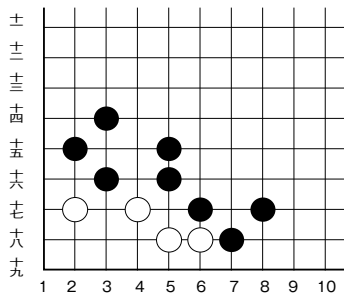
産業廃棄物の不適正処理に関する情報受付先

- 大阪府不適正処理情報ファックス FAX 06-6210-9569
- 大阪府産業廃棄物指導課 TEL 06-6210-9572
- 環境省不法投棄ホットライン FAX 0120-537-381
ごみなしさんばい
- 電子メール sanpai110@env. go. jp
- 携帯 http://www. env. go. jp/k/recycle/s110. html

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 からのお願いです。

大阪府、大阪府警察本部、大阪海上保安監部・関西空港海上保安航空基地、府内43市町村、近畿地方環境事務所、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会、大阪商工会議所、一般社団法人大阪建設業協会、一般社団法人大阪府中小建設業協会

【問題】



★黒先

詰碁新題

【ヒント】

実戦に現れそうな問題です。隅のマガリ四目に誘ってください。5分で二段、10分で初段です。

【問題】



★持駒 金香

詰将棋新題

【ヒント】

駒不足をどう補うか。5分で初段。九手詰。

令和2年度 自家用燃料供給施設整備支援事業

(公社) 全日本トラック協会

安定的な燃料確保は日々の公共輸送を行うトラック運送業にとって大変重要です。そこで、各都道府県トラック協会に加入する会員事業者および協同組合・連合会が、自家用燃料供給施設を整備する際に要した費用の一部を、公益社団法人全日本トラック協会が助成する事業として、【自家用燃料供給施設整備支援事業】を実施します。

◆◇ 助成対象 ◇◆

- 当協会の会員で、本事業の助成金を過去に一度も受けたことがない事業者であること。
- 新設または増設を行う自家用燃料供給施設の軽油専用タンクが指定数量(1,000リットル)以上であること。
- 市町村(各市町村地区消防組合等)より交付を受ける危険物取扱所の完成検査済証の交付日が、令和2年4月1日～令和3年2月28日のものであること。

※ただし、次に掲げる事項の中のいずれかに当てはまった場合は助成対象外とします。

- ① 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- ② 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- ③ 既存の軽油専用タンクの修復
- ④ 中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- ⑤ (新設の場合) 貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- ⑥ (増設の場合) 軽油の貯蔵量が増加しない場合

◆◇ 助成金額 ◇◆

- 軽油供給施設 の新設 100万円
- 軽油専用タンクの増設 30万円

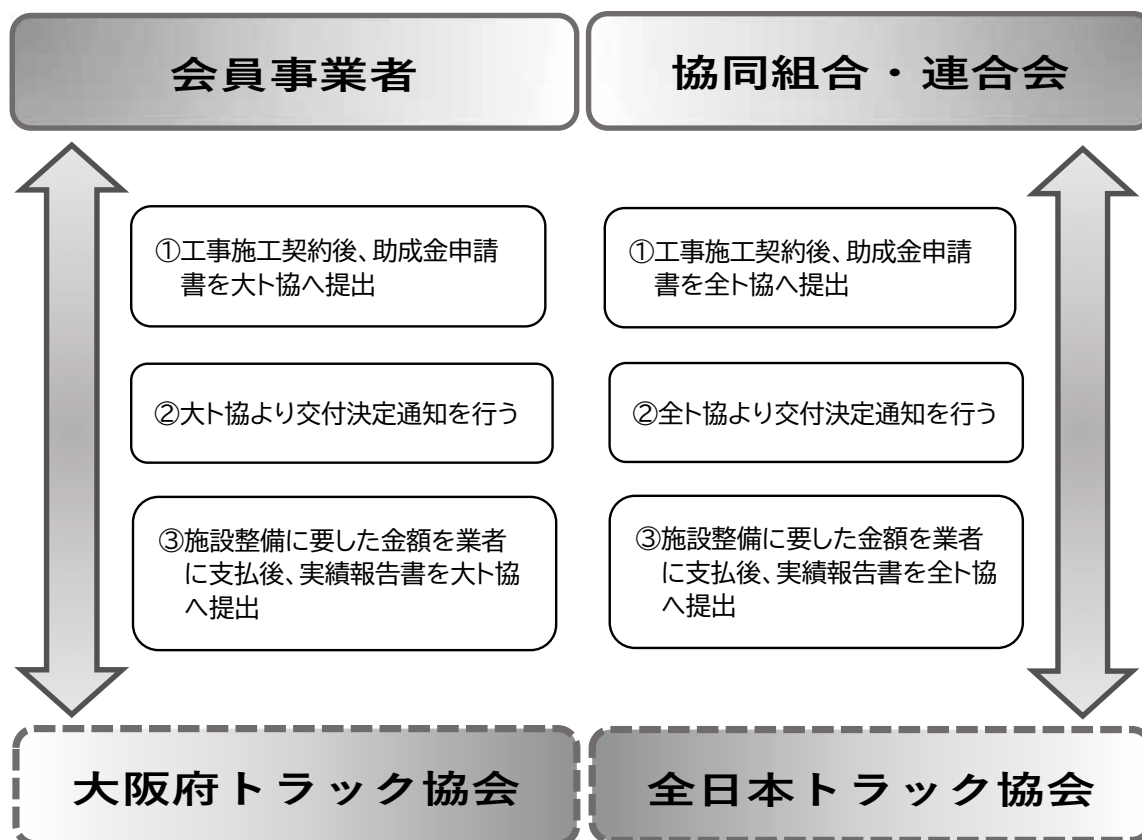
※ただし、公募期間中に助成申請金額が全ト協予算総額(1億円)を超過した場合には、1件あたりの助成金額を減額する場合があります。

◆◇ 公募期間 ◇◆

令和2年8月3日(月)～令和2年11月2日(月)

※ただし、公募期間中に助成申請額が全ト協予算総額に達した場合は、公募を終了する可能性があります。また、公募期間中に予算総額に達しなかった場合には、別途加えて公募期間が設けられる可能性もあります。

◆◇ 申請方法 ◇◆



③実績報告については、会員事業者は大ト協へ、協同組合・連合会は全ト協へそれぞれ 令和3年3月4日(木)までに必ず提出してください。
実績報告が確実に行われたのちに、申請された助成金を交付します。

⇒本事業の詳細は…

大ト協ホームページ⇒【各種助成事業】⇒【自家用燃料供給施設整備支援事業】をクリック

◆◇ 申請先 および 本件お問い合わせ ◇◆

一般社団法人大阪府トラック協会 企業振興部

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館5階

TEL: 06-6965-4036 FAX: 06-6965-4039

令和2年度 中小企業大学校講座受講促進制度の実施について

(公社) 全日本トラック協会

みだしの制度につきましては、(公社)全日本トラック協会が都道府県トラック協会との協力のもとに、トラック運送事業者の経営基盤の一層の強化をはかることを目的として平成6年度から毎年実施しているもので、会員事業者のうち中小企業の経営者、後継者、および管理者の方々が中小企業大学校講座を受講される場合、受講料の「3分の1」を(公社)全日本トラック協会が負担いたします。

詳細につきましては、各社所属の都道府県トラック協会までお問い合わせください。

※. 平成30年度より(一社)大阪府トラック協会からの受講料「3分の1」助成を休止しておりますのでご注意ください。

制度の概要

● 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、令和2年度中小企業大学校講座受講促進制度を実施する。

● 受講対象者

都道府県トラック協会(以下、「地方ト協」という)の会員である法定中小企業者(資本金3億円以下、または常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。

● 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus(Web講座)を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も可とする。

学校名	〒	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929 https://www.smrj.go.jp/institute/kansai/index.html	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島市西区草津新町1-21-5	082-278-5800
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800
WEBee Campus (Web講座) https://webeecampus.smrj.go.jp/			

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

※ WEBee Campus は Web 上で開講されるもの。

● 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校（金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus 含む）が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関する講座

● 受講（助成対象）定員

予算額580万円を限度とする。（1事業者からの複数申込みも可）

● 受講申込み手続き

受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に所属する地方ト協へ届出を行い、受講承認を得た後、受講しようとする学校に対して「受講申込み」の手続きを行うこととする。

なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。

受講料は、所定の額（全額）を会員事業者が、直接、当該校に納入する。

● 受講終了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」を地方ト協へ提出する。その際、「受講修了証書」の写しおよび「振込み金受取書等」の写しを添付する。

● 受講申込み後の変更、または中止

会員事業者は、地方ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨を速やかに地方ト協あて届け出る。

● 受講料の負担

受講料については、次の割合により負担する。

- ① (公社)全日本トラック協会 1/3

※ 国、自治体、他団体等からの助成金の合計が、受講料の2/3を超える場合は、助成金の交付をしません。

- ② 会員事業者 2/3

※ お問い合わせ先
(一社)大阪府トラック協会
企業振興部
TEL (06) 6965-4036 まで

自動車事故対策機構からのお知らせ

令和2年度 運行管理者等基礎講習開催のご案内

大阪主管支所が開催する令和2年度運行管理者等基礎講習につきまして、以下のとおり開催させていただきます。受講ご希望の方は案内をご一読のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

今後、講習開催地における新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただきます場合がございます。

この場合は、中止・延期の決定前にお申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。

●開催日・会場等

業態	回	開催年月日	会場
貨物	1	令和2年6月3日(水)～5日(金)	大阪府 社会福社会館
	2	令和2年6月10日(水)～12日(金)	
	3	令和2年6月24日(水)～26日(金)	
	4	令和2年7月14日(火)～16日(木)	
	5	令和2年10月7日(水)～9日(金)	
	6	令和2年11月17日(火)～19日(木)	
	7	令和2年12月2日(水)～4日(金)	
	8	令和3年1月26日(火)～28日(木)	

●申込開始日

第1回～第4回 令和2年4月15日(水)からホームページで申込受付開始

第5回～第6回 令和2年8月1日(土)からホームページで申込受付開始

第7回～第8回 令和2年10月1日(木)からホームページで申込受付開始

※郵送でのお申込は、それぞれホームページの受付開始日の翌日から申込受付開始

●申込方法

自動車事故対策機構(NASVA「ナスバ」)のホームページ <http://www.nasva.go.jp> から、講習予約システムに進んで申込してください。インターネットでのお申込ができない場合は、郵送でのお申込となりますので、次のページの問い合わせ先までご連絡頂きますようお願いいたします。

●受講料

お一人様：8,900円(消費税・テキスト代を含む)

※講習開催初日 受付時に現金にてお支払いいただきます。

つり銭のないようご協力をお願いします。また、一旦納付された受講料の返金はできません。

●受講の対象者

- ①運行管理者試験（貨物）の受験資格を得ようとされる方。
- ②初めて補助者としての要件を得ようとされる方。
- ③平成24年4月16日以降、初めて運行管理者に選任された方で、過去に基礎講習を受講されたことがない方。

●注意事項

- ◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。

- ◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行って下さい。

- ◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為・講習の進行を妨げるような行為をされ、適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。

- ◆3日間全ての講義を受講いただいて修了となります。

- ◆1日目の受付開始時刻は9時15分からです。
受付時には、下記のものをご用意ください。
 - ①予約確認書（ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです。）
 - ②顔写真1枚（タテ3.0センチ×ヨコ2.4センチ）又は指導講習手帳
 - ③受講料8,900円（お支払方法は現金のみです。）

- ◆1日目の開講時刻は10時00分からです。

- ◆2日目・3日目の開講時刻は9時30分からです。

- ◆全日、交通障害以外の遅刻は認めません。（遅延証明をお持ち下さい。）

- ◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は3日間の当該講習日のみを延期します。
（後日代替日をご案内します。）

- ◆その他、特別な事情等が生じたときは、講習を中止する場合がございます。

※運行管理者試験の受験を希望される方は、基礎講習の申込みとは別に「運行管理者試験センター」への受験申請手続きが必要です。

●お問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構 大阪主管支所 「指導講習担当」まで
電話 06-6942-2804

自動車事故対策機構からのお知らせ

令和2年度 運行管理者等一般講習開催のご案内

大阪主管支所が開催する令和2年度運行管理者等一般講習につきまして、以下のとおり開催させていただきます。受講ご希望の方は案内をご一読のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

今後、講習開催地における新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただきます。
この場合は、中止・延期の決定前にお申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。

●開催日・会場等

業態	開催月	開催日	会場
貨物	中止	5月	27日(水)・28日(木) 大阪府社会福祉会館(501号室)
		7月	28日(火)・30日(木) 天満研修センター(401号室)
	8月	5日(水)・6日(木) 大阪府社会福祉会館(301号室)	
	9月	10日(木)・11日(金) 岸和田市立浪切ホール(特別会議室)	
		15日(火)・16日(水) 大阪府社会福祉会館(501号室)	
	10月	17日(土) 岸和田市立浪切ホール(特別会議室)	
		22日(木) 天満研修センター(201号室)	
	11月	27日(火)・29日(木) 大阪府社会福祉会館(301号室)	
		6日(金)・7日(土) 大阪府社会福祉会館(501号室)	
	12月	12日(木)・13日(金) 岸和田市立浪切ホール(特別会議室)	
		16日(水)・18日(金)・19日(土) 大阪府社会福祉会館(501号室)	
	2月	17日(水)・18日(木)・19日(金) 大阪府社会福祉会館(501号室)	
	3月	3日(水)・4日(木) 大阪府社会福祉会館(501号室)	
		11日(木) 中央大通FNビル(13階会議室)	

●申込開始日

各回とも開催日の3箇月前の同日より申込開始。

(例：7月28日(火)の予約開始日は4月28日(火))

※5月の講習については、4月15日(水)より申込開始

●申込方法

自動車事故対策機構(NASVA「ナスバ」)のホームページ <http://www.nasva.go.jp> から、講習予約システムに進んで申込してください。インターネットでのお申込ができない場合は、郵送でのお申込となりますので、次のページの問い合わせ先までご連絡頂きますようお願いいたします。

●受講料

お一人様：3,200円(消費税・テキスト代を含む)

※講習開催初日 受付時に現金にてお支払いいただきます。

つり銭のないようご協力をお願いします。また、一旦納付された受講料の返金はできません。

●注意事項

- ◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。
 - ◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行って下さい。
 - ◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為、講習の進行を妨げるような行為をされ、適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。
 - ◆全ての講義を受講いただいて修了となります。
 - ◆受付開始時刻は9時15分からです。(開講時刻は10時からです。) 受付時には、下記のものをご用意ください。
 - ①予約確認書(ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです。)
 - ②指導講習手帳
 - ※手帳をお持ちでない方(新規、再交付又は、満欄の方)は、顔写真1枚(タテ3.0センチ×ヨコ2.4センチ)をご用意ください。
 - ※再交付の場合は別途500円の料金が必要です
 - ③受講料3,200円(お支払方法は現金のみです。)
 - ◆交通障害以外の遅刻は認めません。(遅延証明をお持ち下さい。)
 - ◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は開催を延期します。(後日代替日をご案内します。)
 - ◆その他、特別な事情等が生じたときは、講習を中止する場合がございます。
- お問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構 大阪主管支所 「指導講習担当」まで
電話 06-6942-2804

近畿運輸局長が替わりました

今般、令和2年4月1日付け国土交通省の人事異動により、下記の通り変更がありましたのでお知らせします。

新局長 野澤 和行
(のざわ かずゆき)

(独立行政法人 自動車事故対策機構 理事より)

その他 近畿運輸局関係人事異動

— 令和2年4月1日付 —
(当協会関係抜粋)

近畿運輸局=局、

大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山各支局=大支局、京支局、滋支局、奈支局、和支局

なにわ・和泉・姫路各自動車検査登録事務所=な事務所、和泉事務所、姫事務所とそれぞれ略記。

() 内は旧職。敬称略。

▽藤本和往 = 定年退職[R2.3.31付](大支局長)
▽後藤浩之 = 大支局長(局自動車交通部次長)▽楠原勇二 = 定年退職[R2.3.31付](局自動車監査指導部長)▽若林隆司 = 局自動車監査指導部長(局自動車監査指導部次長)▽福田貢規 = 局自動車監査指導部次長(局自動車監査指導部首席自動車監査官[貨物])▽浦部勝弘 = 局自動車監査指導部首席自動車監査官[貨物](大支局首席運輸企画専門官[監査(貨物)])▽早水研人 = 大支局首席運輸企画専門官[監査(貨物)]([復帰]独立行政法人自動車技術総合機構姫路事務所長)▽堀本昌敏 = [出向](R2.3.31付退職)独立行政法人自動車技術総合機構姫路事務所長(局自動車技術安全部整備課専門官)▽芳山雄一 = 局自動車技術安全部整備課専門官(局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査])▽藤原拓也 = 局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査](神戸運輸監理部兵庫陸運部運輸企画専門官[監査])▽山岡宏 = 局総務部次長(局交通政策部環境・物流課長)▽喜多信夫 = 局交通政策部環境・物流課長(神戸運輸監理部総務企画部企画調整官)▽北本浩樹 = 大支局和泉事務所運輸企画専門官(自動車登録

官)[登録](大支局運輸企画専門官[監査])▽大嶋恭平 = 大支局運輸企画専門官[監査](国土交通省自動車局旅客課)▽澤島弘幸 = 奈支局長(局自動車技術安全部整備課長)▽田辺剛敏 = 局自動車技術安全部整備課長(国土交通省自動車局整備課長補佐)▽生島稔 = [出向](R2.3.31付退職)独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部検査課企画官(局自動車技術安全部保安・環境課自動車事故調査分析官)▽湯原基隆 = 局自動車技術安全部保安・環境課自動車事故調査分析官(大支局陸運技術専門官[整備])▽廣瀬史子 = 大支局陸運技術専門官[整備](局自動車技術安全部保安・環境保安・環境係長)▽森龍太郎 = 自動車技術安全部保安・環境保安・環境係長([復帰]独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所自動車検査官)▽亀井仁志 = 京支局運輸企画専門官[ユーザー行政](局自動車監査指導部自動車監査官[監査])▽加藤愛 = 局自動車監査指導部自動車監査官[監査]([復職]育児休業)▽藤原幸嗣 = 局自動車交通部次長(局自動車交通部旅客第二課長)▽田中康嗣 = 局交通政策部交通企画課長補佐(局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査])▽柏原

博人 = 局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査](局自動車交通部貨物課長補佐)▽木原健太 = 局自動車交通部貨物課長補佐(局自動車交通部旅客第一課専門官)▽中島真帆 = 大支局な事務所運輸企画専門官[登録](局自動車交通部貨物課)▽東出匠 = 局自動車交通部貨物課([復帰]独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部管理課登録確認調査員(併任 なにわ事務所))▽赤井正典 = 定年退職[R2.3.31付](大支局次長)▽島田義久 = 大支局次長([復帰]独立行政法人自動車技術総合機構なにわ事務所長)▽竹内弘明 = [出向](R2.3.31付辞職)独立行政法人自動車技術総合機構なにわ事務所長(局自動車技術安全部整備課専門官)▽西岡稔 = 局自動車技術安全部整備課専門官(局自動車技術安全部技術課専門官)▽小森成人 = 局自動車監査指導部首席自動車監査官[旅客](大支局首席運輸企画専門官[輸送])▽河原正明 = 大支局首席運輸企画専門官[輸送](和支局首席運輸企画専門官[輸送・監査])▽黒坂直樹 = 和支局首席運輸企画専門官[輸送・監査](局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査])▽矢野将勝 = 局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査](神戸運輸監理部兵庫陸運部運輸企画専門官(主任自動車登録官)[登録])▽平田克也 = 和支局次長(局自動車交通部貨物課長)▽後藤孝行 = 局自動車交通部貨物課長(大支局首席運輸企画専門官[総務企画])▽本田泰彦 = 大支局首席運輸企画専門官[総務企画](大支局首席運輸企画専門官(上席自動車登録官)[登録])▽喜多畑敦嗣 = 滋支局運輸企画専門官[輸送](大支局運輸企画専門官[監査])▽後藤裕介 = 大支局運輸企画専門官[監査](大支局な事務所運輸企画専門官(主任自動車登録官)[登録])▽池田博美 = 神戸運輸監理部兵庫陸運部長(局自動車技術安全部次長)▽土田和史 = 局自動車技術安全部次長(局鉄道部技術課長)▽片山裕也 = 局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査](大支局運輸企画専門官[監査])▽黒田将也 = 大支局運輸企画専門官[監査](局自動車交通部貨物課監理係長)▽相川貴彦 = 局自動車交通部貨物課監理係長(局自動車技術安全部管理課管理係長)▽高岡健三 = 神戸運輸監理部兵庫陸運部陸運技術専門官(上席自動車検査官)[検査・整備](大支局陸運技術専門官[整備])▽東晋一 = 大

支局陸運技術専門官[整備]([復帰]独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部検査課自動車検査官)▽草野茂樹 = 局自動車交通部旅客第二課専門官(局自動車交通部貨物課専門官)▽明石久則 = 局自動車交通部貨物課専門官(大支局運輸企画専門官[輸送])▽前川直哉 = 大支局運輸企画専門官[輸送](大支局運輸企画専門官[ユーザー行政])▽白川祐一 = [出向](R2.3.31付辞職)独立行政法人自動車技術総合機構和歌山事務所長(局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査])▽小篠祥幸 = 局自動車監査指導部自動車監査官[安全・監査](奈支局運輸企画専門官[監査])▽田口雅一 = 奈支局運輸企画専門官[監査](大支局運輸企画専門官[監査])▽山下慎吾 = 大支局運輸企画専門官[監査]([復帰]独立行政法人自動車技術総合機構なにわ事務所自動車検査官)▽廣瀬敏隆 = 京支局陸運技術専門官[整備](大支局陸運技術専門官[整備])▽藤岡伸平 = 大支局陸運技術専門官[整備](神戸運輸管理部兵庫陸運部陸運技術専門官(自動車検査官)[検査・整備])▽高橋浩一 = 局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課専門官(局自動車交通部貨物課専門官)▽長谷川晶大 = 局自動車交通部貨物課専門官([復帰]新関西国際空港株式会社総務部総務グループ)▽江藤正樹 = 局鉄道部監理課監理係長(大支局運輸企画専門官[監査])▽永田遼平 = 大支局運輸企画専門官[監査](局総務部人事課)▽入江啓介 = 神戸運輸監理部海事振興部船員労政課労政係長(局交通政策部環境・物流課環境係長)▽高畑諄也 = 局交通政策部環境・物流課(滋支局首席運輸企画専門官付[企画輸送・監査])▽與儀星治 = [出向](R2.3.31付辞職)独立行政法人自動車技術総合機構和泉事務所主席自動車検査官(大支局陸運技術専門官[整備])▽楠晴貴 = 大支局首席陸運技術専門官付[検査・整備](新規採用)▽山谷優人 = 神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官付[検査・整備](大支局首席陸運技術専門官付[検査・整備])▽松村宗一郎 = 大支局首席陸運技術専門官付[検査・整備](大支局首席運輸企画専門官付[監査])▽井上卓也 = 大支局首席運輸企画専門官付[監査](新規採用)

運輸業界
特化型

タイムリーなテーマ 「感染症対策」ポスター、リリース!

ポスターを活用してドライバーに安全・健康教育を



O157(食中毒)、カンピロバクター感染症(食中毒)、風しん等

感染症が怖いのは、拡大すれば家庭はもちろん、一挙に職場、社会へと広がり、甚大な被害を及ぼすことです。個人として必ず行いたいのは、うつらない、うつさないための手洗いやうがい、咳エチケット、健康管理などの徹底です。そして企業では、常に健康や安全確保、感染時の緊急対応・準備が求められています。

- 従業員(ドライバー)の心得**
- こまめな手洗い・うがい
 - 通勤・車外に出る時はマスクの着用
 - 出発前・到着後に体調・体温の確認
 - 専用加湿器を利用し湿度を50～60%に保つ
 - 定期的な車内換気
 - 荷役機器使用時は手袋着用
 - 定時連絡で健康状態報告
 - 体調が優れない場合、すぐに運転をやめ、上司に報告し指示を仰ぐ

- 会社の備え**
- 従業員への健康知識の教育や指導
 - 余裕を持った運行体制・シフト等の作成
 - 緊急時の対応計画
 - 備蓄の準備(マスク・消毒用アルコール等)
 - 従業員への予防接種
- ※感染症は結核菌、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)等の基礎疾患のある人、高齢者が罹患しやすいので、注意が必要です。



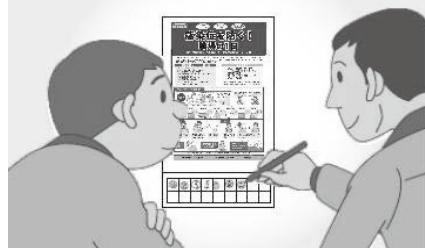
※感染症の種類によっては、上記と対応が異なる場合があります。その際は、行政機関等の指示に従ってください。

サイズ:横317mm×縦468mm
A3より一回り大きいサイズ

まさしく今、新型コロナウイルスが私たちを脅かしています。感染症には、他にもインフルエンザ、ノロウイルス、O157などありますが、いずれの場合も、手洗い・うがいなど各自の予防対策が決め手となります。

このポスターでは、個人への注意喚起とともに、車中を行うドライバーとしての注意点や、運転中の体調急変時の対応、管理者の役割についても触れています。季節を問わず、啓発・教育ツールとして活用できます。

社員教育の履歴として
活用しましょう!



ポスターの周囲に、個人がポスターを見た日付と署名欄を設けましょう。ポスターをお申込み頂き、ご希望の方には、書式サンプルをお送りいたします。

詳細はHPをご覧ください。ご希望があればFAXでも詳細資料をお送りします。

FAX: 06-6965-5261

貴社名:

TEL:

ご担当者名:

FAX:

(公社) 全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関
(一社) 大阪府トラック協会 SAS検査受託機関



NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

〒536-0014 大阪市城東区嶋野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

ヘルスケアネットワーク

検索

TEL: 06-6965-3666
URL: <https://www.ochis-net.jp/>

FAX: 06-6965-5261
E-mail: sas@ochis-net.com

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

確かな補償と安心をご提供します。

相手方への賠償（対人共済、対物共済）、運転者および搭乗者の補償（搭乗者共済、自損事故共済、無保険車傷害共済）、お車の補償（車両共済、搬送引取費用特約）の商品に加えて、万一事故が起きたとき、「24時間・365日事故受付サービスと初期対応」をはじめ、専門スタッフによる事故対応、個別事業所訪問などきめ細かい事故防止サービスなど、貨物運送事業者のニーズやご要望に沿ったサービスを提供します。

車両共済のご契約を おすすめします。

車両共済は、衝突や接触など偶然な事故により、ご契約車両に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。また車両共済は、台風、竜巻、洪水、高潮による損害についても、お支払いの対象となります。

近年、台風や集中豪雨による車両の損害が発生しています。平成30年9月の台風21号で当組合関係でも240件近くの車両損害がありました。予期せぬ豪雨・強風などによる車両損害への備えとして、車両共済のセット契約をおすすめいたします。



近畿共済に未加入の方は、組合加入の後ご契約いただけます。加入については、一定の出資金（一口5千円）を払込みのうえ加入手続きをしていただきます。

ご契約を検討されている方は、下記までお気軽にご連絡ください。当組合スタッフがすぐに掛金のお見積りをいたしますので、現在ご契約されている自動車保険証券等の資料をご用意ください。

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています
近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、契約サービス課 06-6965-2824まで

D.K 大貨健保のページ

健康保険被扶養者現況報告書のご提出 ありがとうございました

皆さまのご協力により、令和元年度の被扶養者現況確認が完了しました。

被扶養者現況確認は、ご家族が健康保険の被扶養者としての基準を満たしているかを確認するもので、皆さまからお預かりした保険料を適正に使うためにも大変重要なものです。

今後ともご協力をお願いいたします。

被扶養者に該当しなくなったときには届出が必要です！

次のような場合など、健康保険の被扶養者に該当しなくなったときには、「**被扶養者(異動)届**」を提出してください。このとき、健康保険証を必ず返却してください。

例えば・・・

就職した場合

就職先の健康保険に加入した場合、当健保に被扶養者抹消の届出をしないと、二重で健康保険に加入してしまうことになります。



この春就職したご家族はいませんか？

被扶養者の年間収入が130万円以上^(※)になった場合

パート収入などが年間130万円以上になった場合は被扶養者に該当しなくなります。

※60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円。



年収が130万円を超えていませんか？

この他にも被扶養者に該当しなくなるケースは様々です。

扶養の認定等についてご不明の点は、業務係 適用担当 ☎06-6965-4051 へお問い合わせください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
加入年数	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

- 委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)

委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

今月の 「Let's Try Cooking 1. 2. 3」

学校法人吉学園 発行
神戸女子大学・神戸女子短期大学食物研究会 編集
「食物と健康」No.158 より掲載
<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp>



さけ の紙包み焼き

【材料】1人分

A さけ	70g
塩	少々
たまねぎ	20g
しめじ	20g
赤ピーマン	10g
みつ葉	2本
こしょう・酒・バター	少々
レモン輪切り	1枚
ポン酢	

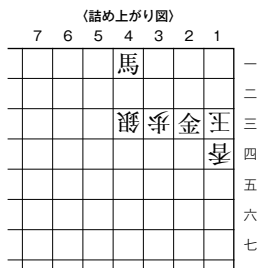
【栄養DATA】1人分

エネルギー	136kcal
たんぱく質	16.6g
脂質	5.5g
食塩	0.9g

【作り方】

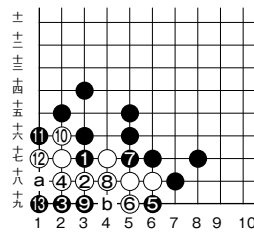
- ① さけは両面に塩をし、10分ほどおく。
たまねぎは5mm幅に縦に切る。
しめじは適当な大きさにほぐす。
赤ピーマンは縦2つに切って種をとり、一口大に切る。
- ② クッキングペーパーの中央手前にたまねぎを敷く。その上にさけは皮を上にして置き、好みでこしょうをふる。
しめじ、赤ピーマン、みつ葉を並べる。
酒を少量全体にふりかけ、バターを適当に散らし、レモンを置く。ペーパーは中の空気を抜かないように半分にし、両端をねじる。
- ③ 180度に温めたオーブンで10分ほど焼く。
※フライパンで蓋をして焼いてもよい。
器に盛り、食べる時に好みでポン酢や市販の和風ドレッシングなどをかける。

【解説】
二手目は桂合
いが最善。
五手目からの連
続捨てが妙手順
で、きれいな収
束となる。



【正解手順】
2三香
1四桂 同香成 同玉
1三角成 同玉
2三金

詰め将棋【解答】



また、黒3のオキに
対して白bと眼をもつ
手は黒7が冷静で、白
4のあと黒5のハネで
白死です。

【解答】黒先白死

黒1と出て、白2のオサエからスタートです。黒3のオ
キが急所。
白4のツギに黒5と白6をかわって、黒7のダメツメが好
手。白8からは直線的な変化で、黒11、12で牌のマガリ四
目、白死です。手順の中で、黒3のオキに白9とオサえる
手は、黒5とハネ、白
6のオサエに黒4の切
りから白a、黒8の筋
で白死です。

詰め囲碁【解答】

近畿地区軽油価格調査集計表(2020年2月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	106.05	93.09	100.35

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	100.73	92.48	101.63
出光	106.75	92.64	98.98
昭和シェル	122.25	94.43	97.05
エクソンモービル			
キグナス		98.00	
コスモ	105.00	93.02	106.40
その他	103.64	92.90	99.46

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	106.68	93.59	101.23
30～50キロリットル未満	97.20	90.74	94.60
50～100キロリットル未満		92.65	97.10
100キロリットル以上		92.05	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	107.80	92.00	100.67
30～60日未満	106.58	93.32	99.43
60日以上	93.70	96.23	106.54

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年10月	99.62	93.36	99.41
2019年11月	103.54	94.79	101.10
2019年12月	105.12	96.94	103.63
2020年1月	104.03	98.64	105.01
2020年2月	106.05	93.09	100.35

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり)

(2020年2月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目	スタンド買い		ローリー買い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス	106.9	94.7	95.9	90.5
出光	106.5	98.0	97.0	90.5
昭和シェル	107.8	101.5	93.7	91.3
モービル				
エッソ	114.5	105.0	94.3	93.5
ゼネラル			95.2	89.3
キグナス				
コスモ	105.7	98.0	93.2	90.0
その他	98.9	92.0	95.4	91.5
全社	(加重平均値)105.6	(最低価格)92.0	(加重平均値)95.1	(最低価格)89.3

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前届出					
		件数			台数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増車	24	29	29	55	58	50
	減車	29	20	25	72	39	41
一般	増車	(4)445	(12)497	(9)535	(20)724	(68)906	(47)927
	減車	449	455	413	735	751	726
特定	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(4)469	(12)526	(9)564	(20)779	(68)964	(47)977
	減車	478	475	438	807	790	767

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

◎運行管理者等指導講習業務

(2020年2月末現在)

区分 年月	一般講習				基礎講習		特別講習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
2020年2月	3	259	66	325	1	138	1	15
2019年度累計	21	2,052	511	2,563	8	1,081	5	103

◎適性診断業務

(2020年2月末現在)

区分 年月	受診者数						合計
	任意		義務				
	一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
2020年2月	918	1	409	85	5	0	1,418
2019年度累計	9,936	3	4,415	675	84	2	15,115

🌸 お悔やみ申し上げます 🌸

日の丸機工(株) (大阪市城東区関目5ノ18ノ27=東北支部) 社長 永井正盛殿、3月5日死去、79歳。葬儀は近親者のみで執り行われた。

(株)手束商事 (豊中市走井2ノ2ノ13=河北支部) 社長 ご母堂 手束順子殿、3月26日死去、74歳。葬儀は3月28日午後2時半から吹田市桃山台5ノ3ノ10の公益社 千里会館にて執り行われた。

(株)ショーナン・ロジテック (大阪市旭区赤川1ノ11ノ8=東北支部) 社長 ご尊父 渡邊久夫殿、3月15日死去。葬儀は3月18日午前10時半から大阪市鶴見区今津南2ノ9ノ39の鶴見典礼会館にて、家族葬で執り行われた。

(株)上商 (松原市大堀5ノ9ノ1=南大阪支部) 社長 植田弘文殿、3月26日死去、56歳。葬儀は3月29日午前10時半から大阪市平野区長吉川辺3ノ8ノ43の平野中央メモリアルホールにて執り行われた。

脇阪運輸(株) (箕面市粟生外院1ノ14ノ31=河北支部) 会長 脇阪昇二殿、3月19日死去、78歳。葬儀は3月21日池田市莊園2ノ1の1の千の風 池田式場にて、近親者のみで執り行われた。



運転は思いやりと気配りで

トラ坊のご存知ですか？



トラック運送事業における 退職自衛官の再就職について

トラック運送業界においては、中高年層の労働力に依存した状態であり、将来的に深刻な労働力不足に陥ることが懸念されています。このため、若年労働者の入職促進、即戦力となる人材の確保が喫緊の課題となっています。

そのような中、自衛隊では若年定年制（50歳代半ばで退職）及び任期制（多くは20歳代で退職）を採っており、これら退職自衛官の中には、再就職に向けた職業訓練等により、大型自動車免許（1種、2種）、けん引自動車免許、フォークリフト、クレーン、危険物取扱者、自動車整備士等の「資格保有者」が多数おられます。また、海外勤務等を通じて実務レベルの外国語能力を有する「語学人材」や、情報技術（IT）、警備、運転指導、ロジスティクス、爆発物管理等の業務経験が豊富な「専門家」など、頼れる即戦力となる人材が豊富です。

さらに、幹部クラスでの退職者は、多数の部下を管理・指導・統率した経験を有しており、企業の幹部や

幹部候補生としても採用されています。

このような退職自衛官は、全国各地の様々な企業で活躍されており、企業側からも高い評価を得られています。

退職自衛官の再就職については、従来より各企業から自衛隊地方協力本部等や（一財）自衛隊援護協会に対して個別に求人を行う仕組みが設けられております。これに加えて、トラック協会が傘下会員事業者の求人票をとりまとめ、一括して各都道府県の自衛隊地方協力本部等へ提出する枠組みが設けられております。

つきましては、本枠組みにつきまして、トラック運送業界における人材確保に向けた1つのツールとしてぜひご活用頂きますようお願い申し上げます。

（注）本社で支店の求人を一括して行う場合であっても、トラック協会へ求人票を提出する場合は、勤務予定地の支店が所在する都道府県のトラック協会へお問い合わせ頂きますよう、お願い申し上げます。

予備自衛官等制度について

有事や大規模災害などの緊急時には、事態の推移に応じ多数の人員を迅速に投入する必要があるため、いわゆる予備役として、退職自衛官を主体とした予備自衛官及び即応予備自衛官制度として普段は社会人や学生としてそれぞれの職業に従事しながらも自衛官として必要とされる練度を維持するために訓練に応じる制度。

退職自衛官の中には、企業に再就職した後も、企業で勤務しながら、引き続き予備自衛官や即応予備自衛官としての活躍を希望する方も多く存在します。

このため、予備自衛官や即応予備自衛官への志願者を歓迎・採用して頂ける場合は、その旨を求人票の備考欄に明記するとともに、貴社への再就職後は、当該社員が予備自衛官や即応予備自衛官として安心して訓練等に参加できるように、休暇の付与や留守中の業務調整を行って頂くなどの配慮が必要です。

なお、予備自衛官や即応予備自衛官に任用された社員には、国から手当が支給（予備自衛官手当：年間88,500円、即応予備自衛官手当：年間平均約50～60万円）され、即応予備自衛官の雇用企業に対しては、国から雇用企業給付金が支給（雇用社員1人当たり：年間510,000円）されます。

また、平成27年度からは予備自衛官や即応予備自衛官を一定数雇用している事業所を防衛省が「協力事業所」として認定し、表示証を交付するとともに、その事業所名を防衛省のホームページ等で紹介する「予備自衛官等協力事業所表示制度」が開始されています。

区分	即応予備自衛官	予備自衛官
役割	第一線部隊の一員として、現職自衛官と共に任務につきます。	第一線部隊が出勤した際の駐屯地の警備や、通訳・補給などの後方支援の任務等につきます。
訓練 (教育訓練)	1年を通じて30日の訓練に従事	1年を通じて5日間の訓練に従事（方面総監が必要と認めるときは合計して年間20日を超えない範囲で特別な招集訓練に参加可能）

詳しくはこちらをご覧ください。

（公社）全日本トラック協会 www.jta.or.jp/rodotaisaku/jinzai/jieikan.html

【お問い合わせ先】 ※退職自衛官について、大阪府下の支店・営業所勤務の求人票のご提出をお考えの方は当協会、企画室までお電話ください。

（一社）大阪府トラック協会 企画室 TEL 06-6965-4001

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、 府民の皆さまにお願いしたいこと



新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、府民の皆さま一人ひとりが、「感染しない」「感染させない」ための行動をとっていただくことが重要です。

「3つの密」を避けましょう

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



とりわけ、以下の取組みは避けていただくよう、お願いします。

接客を伴う飲食店や夜間の繁華街への外出はお控えください

・専門家の分析において、至近距離での会話など、接客を伴う飲食の場で感染したと疑われる事例が複数確認されています。

できる限り多人数で集まることを避けましょう

・海外からの帰国者との集まりなどから感染拡大につながっている事例が確認されています。学生コンパなど多人数で集まることは避けましょう。
・また、大規模イベントについては引き続き自粛をお願いします。



屋内での大声を出す、息があがる行為を避けましょう

・カラオケなどで大声を出す行為や、スポーツジムなど息があがる運動時に、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘があります。

爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を避けるための努力を
府民の皆さままで一丸となっていましょう



大阪府 健康医療部
保健医療室 医療対策課



トラ坊
（社）大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 大阪府トラック協会
専務理事 滝口 敬介

4月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

春の全国交通安全運動

4月6日(月)～15日(水)

全国重点

- 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進

大阪重点

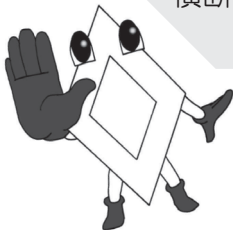
- 「横断歩道ハンドサイン運動」の推進

【ドライバーの皆さんへ】

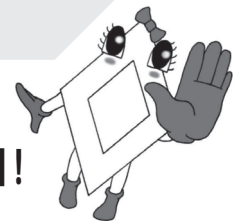
- ・ 道路上の「ダイヤモンド」の前方には横断歩道があります！
- ・ 横断歩道は歩行者優先です。注意して走行しましょう！
- ・ 横断しようとする歩行者がいれば、「必ず」横断歩道の手前で一時停止するとともに、歩行者の進行を妨げないようにしましょう！

【歩行者の皆さんへ】

- ・ 横断する際は、ドライバーに対して「目」と「手」で合図をし、横断する意思をしっかりと伝えましょう！



恥ずかしながら、しっかり合図！



4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です！

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数	2,342	2,164	2,144	2,000	1,892
死者数	29	19	21	21	20
負傷者数	2,901	2,666	2,684	2,514	2,321

● 各年の2月末までの確定値

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	325	300	271	262	278
死者数	5	3	5	2	3
負傷者数	403	360	363	310	329

● 各年の2月中の確定値

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	163	172	133	137	151
死者数	0	1	3	2	3
負傷者数	217	211	177	158	185

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第8号
令和2年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について

(ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申しあげます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成の対象者

大阪府下事業所在籍の従業員に限り、下記の機関で「運行管理者・基礎講習」を受講させたもの。

2. 対象機関

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- (3) 大阪香里自動車教習所
- (4) 大阪都島自動車学校
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社
- (6) 大阪日野自動車株式会社

3. 助成額

1名あたり 4,450円(受講料の1/2) ※受講料は8,900円です。

4. 申請期間

- (1) ●独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）

令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

- (2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校

●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

※上記期間中に基礎講習を受講したもの

※予算枠に達した時点で締め切ります。（ホームページでご案内致します。）

5. 申請方法

- (1) ●独立行政法人自動車事故対策機構の場合

（滋賀県を除く、近畿各支所）

- ① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書（様式1）

※10名以上受講の場合は、様式1-2も使用してください

- ② 暴力団排除の誓約書（様式2）

※令和2年度中に大ト協が行う他の助成事業に、すでにご提出の場合は不要です。（年度内一度のみ提出）

- ③ 基礎講習修了書（写） **※手帳の写しは不可。**

- ④ 領収証（写） **※余白等に受講者名をご記入ください**

⇒上記書類を「6. 申請先」に郵送、またはご持参にてご申請下さい。

- (2) ●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

●大阪香里自動車教習所 ●大阪都島自動車学校

●梅田運輸倉庫株式会社 ●大阪日野自動車株式会社

受講申し込み時に、必要事項を記載し、各機関に受講の申し込みをして頂くことで、受講料の1/2の金額で受講できます。

（受講後の助成申請手続きは不要。）

※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

6. 申請先 **※郵送可**

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL : 06-6965-4033

7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。**ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますようよろしくお願いいたします。**

8. 受講に関する問い合わせ先

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL : (06) 6942-2804

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

TEL : (06) 6613-1800

(3) 大阪香里自動車教習所

TEL : (072) 831-0668

(4) 大阪都島自動車学校

TEL : (06) 6922-1200

(5) 梅田運輸倉庫株式会社

TEL : (06) 6458-3012

(6) 大阪日野自動車株式会社

TEL : (06) 6474-1856



所属支部 _____ 支部 _____
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (@4,450 円 × _____ 名分)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別（当座・普通） _____ 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧（11名以上受講の場合は様式1-2も使用してください。）

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪 市)	令和2年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
2		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
3		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
4		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
5		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
6		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
7		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
8		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
9		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日
10		(所在地 市)	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 月 ____ 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 暴力団排除の誓約書 (様式2)

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 基礎講習修了書 (写) ③ 領収証 (写)

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●



(様式 1 - 2)

受講者一覧 (様式1の続き)

※1 1名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
11		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
26		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
27		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
28		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
29		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日
30		(所在地 市)	令和 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

(様式 2)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第9号
令和2年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

「適性（一般）診断」受診料助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、下記の助成対象機関で実施しておりますみだしの「診断」に係る経費につきまして、令和2年度も下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、適性診断の「特別診断・初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ・Ⅱ」の受診料ならびに運行管理者の「一般講習・特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、従来どおり各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者に「2. 助成対象機関」において適性診断（一般診断）を受診させる場合に限る。

2. 助成対象機関

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 近畿各支所（滋賀県を除く）
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- ・大阪都島自動車学校
- ・堺自動車教習所
- ・大阪香里自動車教習所
- ・エムケー物流株式会社

3. 助成額

受診者1名あたり2,400円（税込み）

4. 助成期間

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大ト協ホームページにてご案内いたします。）

5. 助成金の流れ

●独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

- ①独立行政法人自動車事故対策機構のホームページより受診のお申し込みをしてください。申し込みの際はIDとパスワードが必要となりますので、初めて受診される際は、自動車事故対策機構にお問い合わせ下さい。
 - ②トラック協会各支部にて「事故対策機構」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
 - ③受診当日、受診者本人が上記「適性診断受診申込書」を「事故対策機構」の窓口に提出して下さい。
- ※「ナスバネット」もご利用になれます。詳しくは自動車事故対策機構までお問い合わせください。

●ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

- ①ヤマト・スタッフ・サプライ(株)のホームページおよびFAXにて受講の申込を行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はホームページで用紙「運転適性診断申込書」をダウンロードし、必要事項を記入し、FAXにて「ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター」(FAX 06-6613-1810)に受診をお申し込みください。
- ※「運転適性診断申込書」はトラック協会各支部にもあります。

●大阪都島自動車学校

- ①大阪都島自動車学校に電話にて、受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて「大阪都島自動車学校」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに必要事項を記入してください。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪都島自動車学校」の窓口に提出して下さい。

●堺自動車教習所

- ①堺自動車教習所に電話にて、受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて「堺自動車教習所」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに必要事項を記入してください。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「堺自動車教習所」の窓口に提出して下さい。

●大阪香里自動車教習所

- ①大阪香里自動車教習所のホームページおよびFAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診申込みをされる際は、大阪香里自動車教習所へお問い合わせ下さい。
- ②トラック協会各支部にて「大阪香里自動車教習所」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪香里自動車教習所」の窓口に提出して下さい。

●エムケー物流株式会社

- ①エムケー物流株式会社のホームページおよび電話、FAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はエムケー物流株式会社のホームページで用紙をダウンロードして下さい。
- ②トラック協会各支部にて「エムケー物流株式会社」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「エムケー物流株式会社」の窓口へ提出して下さい。

6. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所(京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県)での受診についても助成対象といたします。

ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。

7. 適性(一般)診断に関する問い合わせ先

- 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
TEL. (06) 6942-2804
- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター
TEL. (06) 6613-1800
- 大阪都島自動車学校
TEL. (06) 6922-1200
- 堺自動車教習所
TEL. (072) 242-8070
- 大阪香里自動車教習所
TEL. (072) 831-0668
- エムケー物流株式会社
TEL. (072) 882-0070

通 報

大ト協第10号
令和2年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」 発行手数料の助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、無免許運転等による交通事故防止対策として、自動車安全運転センター大阪府事務所における「運転記録証明書」発行手数料につきまして、令和2年度においても、下記のとおり、助成を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本案内をよくご覧のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が「運転記録証明書」を自社（代理人申請）にて取得する場合に限る。

2. 助成額

「運転記録証明書」発行手数料（1件当り 670円）

※申請・交付等に係る郵送料・交通費などは各社にてご負担下さい。

3. 助成期間

令和2年4月1日（水）～令和2年6月30日（火）

※ 上記期間に、自動車安全運転センターで運転記録証明書の申請が受理されたものに限ります。（郵送の場合は必着）

※ ただし、予算上限に達した時点で終了となります。

※ **なお、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストの申込み分については別途助成いたします。コンテストの詳細については後日、ご案内いたします。**

4. 助成方法

(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書にて申請することにより、各社は手数料を納付することなく取得できます（後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます）。申請先は自動車安全運転センター大阪府事務所（住所は下記記載のとおり）に郵送もしくはご持参し、ご申請下さい。

※ **(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書はトラック協会各支部または本部にてお受け取りください。（FAX・郵送での対応はいたしかねます）**

※ **申請書は大阪府トラック協会のスタンプが押された原本のみ有効で、コピーされた用紙（カラーコピー等も含）での使用は不可です。必ず大阪府トラック協会でお渡しの原本を使用してください。**

※ **年度毎に申請書に変更がありますので、必ずトラック協会各支部または本部にて申請書をお受け取りください。**

5. その他

個人情報の保護等については十分ご注意ください。なお、運転記録証明書取得ならびに利用によるトラブル等について、当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

＜助成に関するお問い合わせ先＞

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部
TEL. (06) 6965-4033

＜発行・申請等に関するお問い合わせ先＞

〒571-0033

門真市一番町23-16 (大阪府警察本部門真運転免許試験場内)

自動車安全運転センター大阪府事務所

TEL. (06) 6909-5821

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

初任運転者に対する「安全運転の実技」研修の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、運転者を新たに雇い入れた事業者に対し安全確保、事故防止等の観点から、指導項目のうちの1項目である「安全運転の実技」について、運転者向けの研修を実施いたします。

つきましては、新規に運転者を雇い入れた事業者におかれましては、この機会にぜひご利用いただきますようご案内いたします。

なお、この研修につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条に基づく初任運転者に対する特別指導ではないことを申し添えます。

記

1. 研修対象者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者

2. 研修会場

堺自動車教習所（堺市堺区神南辺町4-1 2 4-1）

3. 研修内容（教習車は中型（5.5t）、準中型（2t）の選択となります）

・安全運転実車走行（基本走行）約1時間

・安全運転実車走行（応用走行）約2時間

※開始から終了まで約3時間かかります。

4. 研修受講料

中型：26,400円、準中型：23,100円

※ 未受講時のキャンセル料等は各社の負担となります。

5. 助成額

助成額につきましては研修受講料の1/2（中型：13,200円、準中型：11,550円）となります。

※ただしドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

6. 研修受講予約の受付期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は大ト協ホームページTOPICS欄にてご案内いたします）

7. 研修受講予約以降の流れ

- ① 堺自動車教習所に直接ご連絡いただき、受講予約を行ってください。
予約が完了しましたら、別添の「安全運転の実技」研修の申込書（受講票）をFAXで提出してください。

<受講予約・申込先>

堺自動車教習所 TEL（072）227-6620

FAX（072）221-6403

（平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～18:00 年末年始以外無休）

- ② 研修受講終了後、様式1（初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書）に必要書類（修了証の（写）、領収証の（写）、様式2（暴力団等の排除に関する誓約書））を添えて大阪府トラック協会にすみやかに提出してください。**（令和3年2月26日（金）締め切り）**

※提出先（郵送可）：（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

8. 助成（利用）制限

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

9. お問い合わせ先

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL（06）6965-4033

堺自動車教習所へのアクセス



所在地 堺市堺区神南辺町4丁124-1

電話 072-227-6620

南海本線 堺駅 西出口(ホテル アゴラリージェンシー側)を出てください
ボーリング場(ラウンドワン)の信号を含め、3つ目(北公園前)を左折
100メートルほどで左側が教習所です。

「安全運転の実技」研修の申込書(受講票)

堺自動車教習所 殿		申込年月日	令和	年	月	日	
事業者名	Ⓜ						
支店名・営業所名							
会社所在地	〒 ー						
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()			
申請責任者	役職	氏名					
教習車 (選択するものに○)	中型(5.5t) ・ 準中型(2t)						
研修受講者	ふりがな						
	氏名						
	緊急連絡先 (携帯電話等)						
	受講希望日	令和	年	月	日()	午前・午後	: ~ :
	現有免許 (いずれかに○)	普通	準中型 (5t限定)	準中型	中型 (8t限定)	中型	大型
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講開始()分前に、本申込書(受講票)を受付にてご提出ください 2. 運転に適した服装でお越しください 3. 運転免許証を必ずご持参ください(路上走行することがあります) 4. 当日、指導教官から酒気帯びと判断された方は受講できません。また、受講料も返金できませんので前日からの体調管理にご注意ください。 5. その他 						

堺自動車教習所 FAX (072)221-6403

(様式 1)

所属支部 _____ 支部
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒 _____

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

初任運転者安全教育訓練助成金交付申請書

標記、初任運転者安全教育訓練を受講し修了いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

1. 助成金申請額 _____ 円 (中型 @13,200 円× 名分)

(準中型 @11,550 円× 名分)

2. 助成金振込先口座

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座種別 (当座・普通) 口座番号 _____

フリガナ
口座名義 _____

3. 受講者一覧

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日及びコース
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪市)	令和2年 4月 1日 (中型・準中型)
1		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)
2		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)
3		(所在地)	令和 年 月 日 (中型・準中型)

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

必要書類 (※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 暴力団排除の誓約書 (様式2)

←年度内に他の助成金申請で暴力団排除の誓約書を提出済の場合はここにチェックを入れてください。

② 修了証 (写) ③ 領収証 (写)

※ただし、ドライバーが個人で受講料を支払った場合は助成金を交付しません。

● 助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい ●

(様式 2)

令和 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

※貴社印（丸印）を押印してください

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

通 報

大ト協第12号
令和2年4月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

準中型免許取得助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね31歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

なお、予算枠に限りがございますので、助成限度枠に達した時点でお申し込みを締め切らせていただきます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 募集期間 **令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）**
※ただし、お申し込みが助成限度枠に達した時点で締め切らせていただきます。
2. 助成額 準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）
：40,000円を上限
5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限
なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は200,000円とします。
ただし、ドライバーが個人で準中型免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象 全ト協の交付用件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①当該**会員**事業者が、平成31年(2019年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③当該運転者が、平成31年(2019年)4月1日以降に公安委員指会定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業者^に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国から準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和元年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法 希望者(事業者)は準中型免許取得、限定解除後に、「準中型免許取得助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ①公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ②従業員として雇用していることを確認するもの
(健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類)
- ③運転免許証の写し (限定解除は両面をお願いします)
- ④在籍していることを確認するもの
(運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)

5. お問い合わせ先 (一社)大阪府トラック協会 交通・環境部
TEL. (06) 6965-4033

準中型免許取得助成申請書

一般社団法人大阪府トラック協会会長 殿		申請年月日 令和 年 月 日	
事業者名	Ⓜ	法人番号	
支店名・営業所名			
会社所在地	〒 ー		
電話・FAX番号	電話 ()	FAX ()	
申請責任者	役職	氏名	
準中型免許取得者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	年齢 歳 (※平成元年(1989年)6月2日以降の生まれ)
	採用年月日	(平成・令和) 年 月 日	(※平成31年(2019年)4月1日以降に当該運転者を採用)
	取得内容 (いずれかに○)	準中型新規取得 ・ 5トン限定解除	
準中型免許取得年月日(限定解除の場合は解除した日)	(平成・令和) 年 月 日	(※平成31年(2019年)4月1日以降に準中型免許を取得または限定解除)	
指定教習所等名称			
取得費用	円		
助成金申請額	円		
振込先 金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	ふりがな 口座名義		
	口座番号	普通・当座	
添付書類	1. 公安委員会指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類) 3. 運転免許証の写し(限定解除は両面お願いします) 4. 在籍していることを確認するもの (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)		

通 報

大ト協第20号
令和2年4月

各 位

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）説明会 の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営ならびに適正化事業の推進につき格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）」につきまして標記「説明会」を下記により開催することといたしましたので、新規申請予定事業所・更新対象事業所におかれましては是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

★新型コロナウイルスの今後の状況により説明会を中止させていただくことがございますのであらかじめご了承下さい。

記

- 日 時 令和2年5月22日（金）
午前の部（新規申請事業所）：午前10時30分～12時（予定）
午後の部（更新対象事業所）：午後2時～3時30分（予定）
- 場 所 ドーンセンター 7F「ホール」（大阪府立男女共同参画・青少年センター）
大阪市中央区大手前 1-3-49 TEL. 06-6910-8500
- 対象事業所 午前の部：新規申請事業所
午後の部：更新申請事業所・・・現在の認定証番号が以下の事業所
189****
290****（1）
280****（2）
280****（3）
280****（4）
- 申込み方法 裏面申込書により 5月15日（金）まで に、協会（適正化事業部）あて
FAX(06-6965-1902)でお申込みください。

<お問い合わせ先>（一社）大阪府トラック協会 適正化事業部 TEL. 06-6965-4024

「貨物自動車運送事業安全性評価事業」説明会への参加申込書

お申込みFAX番号
06-6965-1902

どちらかにチェックしてください

- 午前の部（新規）午前10時30分～12時
- 午後の部（更新）午後2時～3時30分

事業者名 _____

営業所名 _____

参加人数（必ずご記入ください） _____ 名

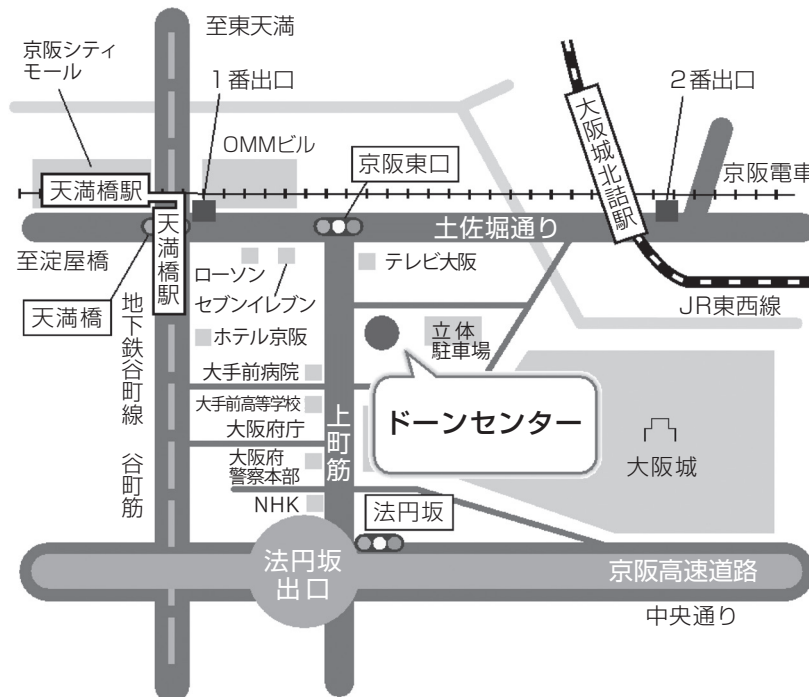
電話（ ）（ ）

担当者名 _____

FAX（ ）（ ）

★新型コロナウイルスの今後の状況により説明会を中止させていただくことがございますのであらかじめご了承下さい。

■ ドーンセンター所在地



- 京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を歩いて1番出口より東へ約350m。
- 地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ約350m。
- JR東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ約550m。

※ 駐車場（有料・各社負担）は限りがありますので、お車以外の公共交通機関をご利用下さい。

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会の開催について（ご案内）

労働安全衛生規則第151条の62及び同条の70と第420条により一つの荷でその重量が100kg以上のものを、貨物自動車等（構内運搬車、貨物自動車又は貨車）に積卸し作業を行うときは、安全を確保するため、その作業を直接指揮する者を定め業務を遂行するよう義務付けられています。

同様に事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両の種類及び能力、荷の種類及び形状、また、当該作業車両の運行経路と作業方法を含めた作業計画を定めて、関係作業員へ周知させるとともに、作業指揮者を定め、作業計画に基づき作業の指揮を行わせるよう義務付けられています。（労働安全衛生規則第151条の4）

つきましては、荷役作業時における労働災害の撲滅を図るため、関係者の受講につきまして、特段のご配慮を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 1日目：令和2年5月21日（木） 9:00～17:30
2日目：令和2年5月22日（金） 9:00～12:20

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. 講習内容

- (1) 「荷役運搬作業と作業指揮者の職務等」
- (2) 「荷役運搬機械等による作業」
- (3) 「人力による積卸し作業」
- (4) 「災害事例等」
- (5) 「関係法令」

講師…安全安心株式会社 代表取締役社長 中川 潔 氏

5. 受講料
- ・陸災防会員 無 料
 - ・非 会 員 15,000 円 (税込)

6. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。

なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 申し込み方法

- 定員 100 名 (定員に達し次第、締切らせていただきます。)
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入の上、5月7日(木)までに当支部あてにFAX(06-6965-1903)でお申込みください。
- 受講票は発行いたしません。直接会場へお越しください。

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会 受講申込書

事業者名 _____ 電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	役 職 名	分会名 (支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

事業者は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止措置を適切に実施するため、交通労働災害防止を担当する管理者を選任する必要があります。

事業者は、選任した管理者に対して、交通労働災害防止に関する役割、責任及び権限を定め、職務を遂行するために必要な教育を行うこととしています。

本講習は、運行管理者の能力向上を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する講習会です。

日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和2年5月14日(木) 13:00～16:30

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. 受講対象者 交通労働災害防止担当管理者及びその補助者等
(運行管理者資格者若しくは運行管理者基礎講習を受講された方)

5. カリキュラム

- (1) 事業者の責任と交通労働災害防止管理体制等
- (2) 交通労働災害防止のための管理の進め方
- (3) 教育及び運転者認定制度
- (4) 健康管理
- (5) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

6. 受講料 ・陸災防会員 無料
 ・非会員 13,000円(税込)

7. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

※但し、補助者の方で運行管理者基礎講習未受講の方は交付できません。

8. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証をお渡しすることはできません。

従って、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

9. 申し込み方法

- 定員 100名 (定員に達し次第、締め切らせていただきます。)
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、4月30日(木)までに当支部あてにFAX(06-6965-1903)でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

交通労働災害防止担当管理者教育講習会
 受講申込書

事業者名 _____ 電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏名	※運行管理者資格者証番号若しくは 基礎講習修了証明番号	分会名 (支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※は必ず記入してください。

番号は独立行政法人自動車事故対策機構(旧：自動車事故対策センター)発行の運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。(尚、手帳番号ではなく、証明番号をご記入ください)

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

「熱中症予防対策セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、平成30年の職場における熱中症による死傷者数（平成31年3月確定値）は1,178人、死亡者数は28人であり、運送業においても168名の死傷者が発生しております。（死亡者数は4人）

例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから5月に開催することといたしました。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 令和2年5月26日（火） 14:00～16:00

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「熱中症予防対策について」

講師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員）
山田誠二 産業保健センター所長
医学博士、労働衛生コンサルタント

「陸運業における熱中症予防対策について」

講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦

5. 受講料 無 料

6. 申し込み要領

- 定員 100 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、5月12日（火）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

氏 名	役 職 名	支 部 名
(ふりがな)		
(ふりがな)		